

59.3

1984.3. 25

建産連ニュース

第20号

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆(特集)	昭和59年度県予算の概要	
	重点施策と関係部局の事業予算……………	1
	技術革新と21世紀に向っての埼玉の産業……………	6
	公共職業訓練の充実と強化策(埼玉県)	
	(職業訓練校施設整備検討委員会報告)……………	9
◆「21世紀を展望した街づくり」その2	所沢市……………	11
◆陳情……………		12
◆事業報告		
	「建設労働災害の刑事責任」(セミナー)……………	13
	昭和59年度新年賀詞交換会を開催……………	16
	「利益を生み出す仕組みと実践方法」(講習会)……………	18
	建設労働災害防止研修会	
	「禅と科学」……………	20
◆理事会・委員会報告……………		24
◆建産連だより		
	会員だより……………	27
	連合会日誌……………	32

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならない。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

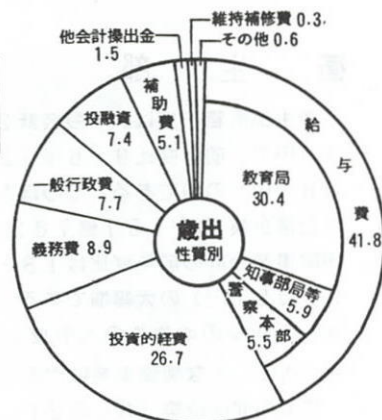
このような現状を打開して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提共、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

昭和59年度県当初予算の概要

一般会計 8,392億9,800万円(伸び率1.9%)
 特別会計 1,380億5,524万円(△2.7%)
 企業会計 1,224億7,847万円(△6.9%)
 ——カッコ内は58年度当初比伸び率——



県の昭和59年度当初予算案が2月21日発表された。それによると一般会計は8、392億9、800万円で、前年度当初に比べ伸び率は1・9%、金額にして152億6、500万円の増である。次に、特別会計は1、380億5、524万1千円で、同じく伸び率は2・7%減、また、公営企業会計は1、224億7、847万8千円で、同じく伸び率は6・9%の増である。

一般会計の伸び率1・9%は、戦後最低であった58年度を0・1%上回ったが、2年連続1%台の低い伸び率にとどまり、超緊縮型予算になった。これは国の予算や地方財政計画が極めて厳しい状況にあることから財源確保が難しい状況にあることの反映である。

県は、当初予算の編成にあたって、①安全で住みよい郷土をつくる。②健康でしあわせな社会をつくる。③産業を振興し安定した職場をつくる。④個性を伸ばす教育をすすめる。⑤自治と連帯による県づくりをすすめるなどの5つの柱を建て効率かつ重点的な配分を行ったと謳っている。しかし、予算内容をみる限り新規大型事業は見当たらず、抑制型のシビアなものとなっている。ちなみに、一般会計に現われた投資的経費は国庫補助分は2・9%、県単独事業費分は6・8%とそれぞれマイナスとなっており、前年度対比で91億448万1千円の減である。当初で見る限り公共投資を含む投資的支出がこのマイナス分だけ少ないわけである。

以下59年度当初予算に盛り込まれた新規事業並びに主要施策を予算とともに部局別にまとめた。

総務部

総務部所管予算は1、312億8、551万2

千円で、前年度比5・1%（70億3、224万5千円）の減である。関係の主な事業は、次のと

おりである。

私立高校施設（校舎の新增築と体育施設の充実等）整備費補助＝15億2、093万4千円（校舎の新設2校、既設校5校、屋内運動場5校、格技場4校、水泳プール2校）。耐震性貯水槽設置＝6、646万円（熊谷地方庁舎、容量300ト、1基）。ガス漏れ警報器の設置＝2、249万円（所沢県税事務所ほか43ヶ所）、浦和地方庁舎建設＝15億200万円（3年継続の2年次分）。町村特別交付金＝25億円（道路、橋梁、公園などの公共施設及び福祉、学校施設等整備の促進するため市町村へ交付する）。

県民部

県民部所管の予算は71億2、037万2千円で、対前年度比0・2%の減である。同部は対県民広報活動、自治文化の振興、青少年指導育成、婦人活動助成、県民消費生活指導及び交通安全対策などを所掌している。関係の主な事業予算及び概要は、次のとおりである。

県民芸術劇場（仮称）設置調査（基本構想の策定）＝160万円。県民活動総合センター（仮称）建設（基本調査）＝8、863万2千円。交通事故多発緊急対策（カーブミラー、路面標示等設置助成、指定12市町村）＝2、456万2千円。道路照明設置（市町村助成、1、500基）＝5、210万円。

商工部

商工部所管の予算は一般会計が462億2、2

9 2 万 6 千 円、中 小 企 業 近 代 化 資 金 特 別 会 計 は 1 1 4 億 3、5 0 2 万 4 千 円 であ っ て そ の 合 計 は 5 7 6 億 5、7 9 5 万 円 で、対 前 年 度 比 7・7%の 減 である。こ の 予 算 は 商 工 業 を 中 心 と し た 産 業 の 振 興 の た め の 諸 施 策 の 実 施 ま た は 指 導、育 成 の た め 支 出 ほ か、特 別 会 計 で は 中 小 企 業 向 け の 高 度 化 資 金 の 貸 付 並 び に 設 備 近 代 化 資 金 貸 付 金 に 充 当 さ れ る。な お、関 係 の 主 な 施 策、事 業 は、次 の と お り である。

産 業 文 化 セ ン ター (仮 称) 建 設 (設 計 マ ン ペ 及 び 用 地、物 件 移 転 補 償 等 の 調 査) = 3、1 3 0 万 円。ミ ニ 工 業 団 地 整 備 促 進 (対 象 6 市 町、基 本 計 画 策 定 補 助 等) = 6 4 5 万 円。シ ョ ッ ピ ン グ モ ー ル 整 備 (浦 和 市、春 日 部 市、川 口 市) = 1、8 4 5 万 円。計 量 検 定 所 建 設 (移 転 新 築) = 5 億 1、8 4 9 万 円。設 備 近 代 化 資 金 貸 付 金 = 1 3 億 2、0 0 0 万 円。

労 働 部

労 働 部 所 管 予 算 は、4 8 億 2、0 7 0 万 9 千 円 で、前 年 度 比 4・1% (2 億 8 0 1 万 3 千 円) の 減 である。所 管 事 業 は 主 に 労 働 者 福 祉、雇 用 対 策、職 業 指 導・訓 練 等 であ っ て、関 係 の 施 策 及 び 事 業 の 主 な も の は、次 の と お り である。

労 働 福 祉 施 設 設 置 に 伴 う 資 金 の 融 資 = 7、1 2 8 万 9 千 円。労 働 者 の 住 宅 建 設 資 金 貸 付 金 の 原 資 預 託 (埼 玉 労 働 金 庫) = 5 億 円。勤 労 青 少 年 レ ク リ エー シ ョ ン セ ン ター 整 備 (テ ニ ス コー ト の 建 設) = 9、8 1 7 万 3 千 円、認 定 共 同 職 業 訓 練 施 設 設 置 補 助 = 3、5 5 5 万 円。川 越 高 等 職 業 訓 練 校 (仮 称) 建 設 調 査 設 計 = 4、5 4 5 万 円 (6 1 年 4 月 開 校 予 算)。

衛 生 部

衛 生 部 所 管 予 算 は、一 般 会 計 2 7 4 億 4、2 4 4 万 円 で、前 年 度 比 9・6% (2 3 億 9、2 9 0 万 8 千 円) の 増 である。こ の ほ か に 病 院 事 業 会 計 (公 営 企 業) 分 が 1 5 7 億 7 6 2 万 6 千 円 が あり ます。病 院 事 業 会 計 の 前 年 度 比 は 1 8・1% (2 4 億 5 9 0 万 2 千 円) の 大 幅 増 である。こ れ は ガ ン セ ン ター 新 病 棟 の 増 築 等 の 大 型 投 資 に よ る も の である。次 に、主 な 関 係 事 業 は 次 の と お り である。

加 須 保 健 所 改 築 (R C 造 2 F、1 5 8 2 m²) = 2 億 1、3 4 7 万 3 千 円。県 立 南 高 等 看 護 学 校 校 舎 増 築 (1 1 2 8 m²) = 2 億 2、4 1 9 万 6 千 円。動 物 指 導 セ ン ター 抑 留 処 分 棟 増 築 = 3 億 1、7 3 1 万 7 千 円。衛 生 短 大 給 水 用 配 管 及 び 変 電 施 設 改 修 = 1、8 2 2 万 7 千 円。小 原 療 養 所 治 療 棟、調 理 棟 改 築 = 1 1 億 4、2 3 8 万 3 千 円 (5 9 ~ 6 0 年 度 継 続 初 年 次 分)。ガ ン セ ン ター 新 病 棟 増 築 = 1 0 億 3 0 7 万 円 (3 年 継 続 2 年 次 分)。小 児 医 療 セ ン ター 看 護 婦 (士) 公 舎 建 設 = 1 億 8、4 8 6 万 3 千 円 (2 年 継 続 初 年 次 分)。

環 境 部

環 境 部 所 管 予 算 は 6 9 億 8、1 1 4 万 4 千 円 で、前 年 度 に 比 べ 0・6% (4、1 0 1 万 2 千 円) の 減 である。同 部 で は 新 規 目 玉 事 業 と し て 2 つ の 計 画 を 樹 て た。そ の 1 つ は 長 瀨 町 を 舞 台 に 県 と 町 が 共 同 し て 行 う デ ポ ジ ッ ト の 実 施 である。こ れ は 県 が デ ポ ジ ッ ト 施 策 を 推 進 す る モ デ ル ケー ス と し て 期 待 す る も の。次 は 緑 の 環 境 づ くり、即 ち 美 し い 自 然 と 歴 史 的 環 境 の 保 全 の た め の ナ シ ョ ナ ル ト ラ ス ト の 推 進 で、共 に 広 く 県 民 の 理 解 と 協 力 が 求 め

ら れ る も の である。な お、主 な 関 係 事 業 は、次 の と お り である。

公 害 防 止 施 設 設 備 資 金 貸 付 (年 利 5・9% ~ 5・6%、期 間 7 ヶ 年、限 度 額 2 千 万 ~ 3 千 万 円) = 2 5 億 4、6 4 1 万 円。地 盤 沈 下 監 視 測 定 事 業 (水 準 測 量 ほ か) = 9、6 7 1 万 8 千 円。地 盤 沈 下 観 測 井 整 備 (地 質 調 査、観 測 所 改 築 な ど) = 5、5 5 1 万 2 千 円。廃 棄 物 処 理 施 設 設 備 費 補 助 = 4 億 4、3 0 2 万 2 千 円。県 営 射 撃 場 建 設 (基 本 設 計) = 4、1 1 2 万 9 千 円。首 都 圏 自 然 歩 道 整 備 = 5、0 2 4 万 8 千 円 (実 施 設 計 を 含 む)。ふ る さ と 歩 道 整 備 = 6、9 3 8 万 4 千 円 (継 続 2 コー ス)。両 神 国 民 休 養 地 建 設 (園 地 及 び 歩 道) = 1 億 6、2 4 4 万 5 千 円。耐 震 性 貯 水 槽 設 置 = 9、6 7 6 万 8 千 円。(県 有 施 設 内 1 6 基)。

農 林 部

農 林 部 所 管 予 算 の うち 一 般 会 計 は 4 4 8 億 9、1 6 6 万 1 千 円 で、対 前 年 度 比 2% (8 億 9、3 2 5 万 1 千 円) の 減、特 別 会 計 は 8 億 2、7 8 8 万 円 で、同 じ く 0・1% の 減。合 計 4 5 7 億 1、9 5 4 万 1 千 円 で、対 前 年 度 比 1・9% (8 億 9、4 2 9 万 6 千 円) の 減 である。

関 係 の 主 な 事 業 予 算 及 び 概 要 は、次 の と お り である。カ ッ コ 内 % は 前 年 度 比 である。

林 道 開 設 = 1 8 億 1、5 9 5 万 円 (2・4% 増)、3 4 路 線 延 長 2 5 千 ㍎。既 設 林 道 改 良 整 備 = 6 億 3、3 1 4 万 円 (2・3% 減)、7 4 路 線 延 長 3 3 千 ㍎。林 業 地 域 総 合 整 備 = 1 億 8 3 0 万 円 (1 7・6% 減)、林 道 開 設 3 路 線 2 千 ㍎。治 山 = 1 5 億 5、7 6 6 万 3 千 円 (0・7% 増)、公 共 治 山 6 8 カ 所、県 単 治 山 4 0 カ 所。

土地改良事業計画等調査＝1億1、821万5千円（3・8%減）、農業用水合理化対策＝22億2、069万7千円（2.2%増）、幹線水路工944㌦、パイプライン294㌦、暗渠排水164㌦排水護岸工3、627㌦。県営かんがい排水＝17億9、108万円（1・4%増）、排水路工915㌦、用水路工4、417㌦ほか。県営農道整備事業＝2億1、942万円（14・8%減）、広域農道1地区380㌦ほか。県営ほ場整備＝25億4、718万円（5・4%減）、継続17地区、新規2地区。県営干拓地等農地整備＝3億5、032万8千円（1・7%増）、1地区、46㌦。農村基盤総合整備パイロット事業＝4億2、400万円（9・1%減）、1地区、暗渠排水、農道舗装3・7㌦、水路護岸工4・4㌦。県営畑地帯総合土地改良＝4億4、520万円（1・7%減）、継続3地区、新規1地区。県営ため池等整備＝5、826万円（6%減）、継続4、新規1地区。県営地盤沈下対策＝9億5、400万円（12・5%増）、1地区、堰本体工ほか。県営排水対策特別事業＝3億3、390万円（2・1%増）、4地区、排水路工1、722㌦ほか。見沼下流農業用水合理化事業＝2億6、500万円（57・5%減）、用水路工800㌦。同上関連受託事業（埼玉合口2期）＝3億7、750万円（23・4%増）、見沼土地改良区から受託、用水路工2、135㌦。団体営土地改良＝21億9、382万8千円（8・4%減）、継続80地区、新規34地区。県費単独土地改良＝11億812万2千円（2・5%減）、202地区。見沼環境整備促進事業（新規）＝2、376万円。環境整備マニュアル作成ほか。

土 木 部

土木部所管の予算は974億9、530万5千円で、対前年度比0・7%（6億6、162万1千円）の増である。新規事業として通勤新線駅周辺の交通安全施設の整備、特定河川流域総合整備、総合土石流対策などで実施のため予算計上された。なお、主な事業予算及び概要は、次のとおりである。

道路改良（単独費分、133路線、11・3㌦）＝49億600万円。同（公共分、26路線、12・6㌦）＝78億6、500万円。特改一種（28路線、6・1㌦）＝17億9、000万円。特改二種（8路線、0・5㌦）＝1億6、000万円。交通渋滞解消（22所）4億800万円。踏切除却（継続2所）＝2億8、800万円。道路橋梁調査2、300万円。舗装新設（単独費分、54路線、12・6㌦）＝7億4、200万円。同（公共分14路線、12・7㌦）＝7億2、000万円。特改四種（3路線、4・2㌦）＝9、000万円。橋梁架換（継続30橋、新規13橋、単独費分）＝11億9、200万円。同（公共分、継続20橋、新規6橋）＝43億9、000万円。自転車道整備（三郷幸手線、5・2㌦）＝1億2、000万円。同（大規模川越狭山線、7㌦）＝1億4、000万円。通勤新線駅周辺交通安全施設整備＝3億円。道路緑化（31カ所、8・2㌦）＝1億7、500万円。交通安全施設整備（歩道整備改良、標識設置等）＝70億600万円。舗装道整備（指定修繕等）＝37億円。舗装補修（10カ所、9・5㌦）＝9億1、200万円。道路環境整備（側溝

等）＝12億9、300万円。災害防除（落石防護網、落石防止柵等）＝3億300万円。同（公共分）＝4億3、400万円。橋梁修繕（73所）＝4億4、200万円。

住宅宅地関連河川整備（用地、護岸工ほか）＝44億1、000万円。忍川やすらぎの散歩道（調査委託費、河川改修、護岸工など）＝2億4、280万円。河川維持修繕（浚渫、ゴミ除却、護岸修繕等）＝10億8、700万円。河川改修調査（測量、河道計画等）＝2億5、000万円。河川改修（改修延長7・1㌦、用地取得など）＝15億円。都市河川改修（延長3・8㌦、用地取得、橋梁架換一式）＝46億2、770万円。中小河川改修（河道改修、用地ほか）＝26億9、788万円。総合治水対策特定河川事業（河道改修215㌦、用地、橋梁架換）＝34億9、200万円。地盤沈下対策（排水機場建設）＝15億3、000万円。河川激甚災害対策特別緊急事業（河道改修、延長約3㌦、用地）＝80億6、731万9千円。流域貯留浸透事業（7カ所）＝1億1、100万円。57年災害復旧＝4億7、607万2千円。58年災害復旧＝1億3、651万1千円。

砂防調査（調査、測量等）＝7、600万円。砂防維持修繕＝1億200万円。砂防施設（流路工、護岸工等77カ所）＝7億4、190万円。通常砂防＝15億8、700万円。急傾斜地崩壊対策（3カ所）＝1億円。総合土石流対策（危険溪流台帳作成など）＝500万円。合角ダム建設（工事用道路、実施設計、物件調査等）＝1億8000万円。権現堂調節池（水門設置、用地補償）＝12億円。有間ダム建設（本体工事ほか）

＝35億100万円。ダム建設対策（有間ダム右岸道路舗装、合角ダム橋梁修繕、権現堂周辺整備）＝1億5、446万円。

建設業振興資金貸付金（原資預託）＝1億円。

住宅都市部

住宅都市部が所管する予算のうち一般会計は811億1、092万7千円で、対前年度比5・3%（45億1、993万3千円）の減である。特別会計（県民ゴルフ場、流域下水道管理、県営住宅管理の3事業会計）は105億4、666万9千円で、対前年度比3・5%（3億8、473万8千円）の減。合計では916億5、759万6千円で、対前年度比5・1%（49億467万1千円）の減である。カッコ内%は前年度比較。

主な事業予算及び概要は、次のとおりである。

都市計画調査（線引き見直し等）＝5、632万8千円（47・6%増）。市街地整備基本計画策定（3地区）＝2、940万円（30%減）、伊奈北部地区宅地造成（企業局から受託）＝3億5、963万9千円。同上地区土地区画整理（255畝）＝1億1、587万円。杉戸地区同（住都公団受託、118・3畝）＝17億8、429万9千円。加須・大利根地区同（住都公団受託、97・4畝）＝25億7、326万円。公園等施設整備（県営公園、緑道及び利根サイクリングコースの整備）＝7億9、054万5千円。こども動物自然公園整備＝2億1、551万1千円。同上動物舎建設（調査・設計）＝2、900万円。吉見総合運動公園整備（園路ほか）＝4、990万円。さきたま緑道整備（水路付替、盛土造成）

＝3、700万円。仮称スポーツ文化公園整備（盛土造成、取付道路）＝4、400万円。県営野球場建設（硬式球場実施設計）＝1億3、060万円。仮称・第三水上公園建設（基本設計）＝1、974万円。県営公園建設調査（新規・ジョンソン基地跡地ほか3カ所）＝2、400万円。県営公園施設整備（国庫補助）＝22億9、170万円。街路環境整備モデル事業（浦和市内中仙道）＝1、200万円。街路整備（単独費36路線）＝13億9、100万円。街路改良（26路線）＝61億4、630万円。街路舗装（5路線）＝4億2、330万円。橋梁整備（春日部駅東口駅前大橋）＝1億3、649万2千円。鉄道高架事業（草加市地内東武鉄道）＝20億2、665万3千円。住宅宅地関連街路整備（大宮中央道線ほか2路線）＝3億9、240万円。流域下水道整備（5流域単独費）＝11億4、500万円。荒川左岸南部流域下水道＝55億5、800万円。同北部＝13億700万円。同右岸＝59億9、500万円。中川＝112億2、800万円。古利根川＝7億2、000万円。芝川都市下水路（上尾市から受託）＝1億7650万円。砂川堀都市下水路＝3億6、920万円。流域下水道維持管理（5流域）＝51億5、706万9千円（特別会計）。地質地盤図作成調査（狭山市ほか4市町）＝876万6千円。住宅建設資金融資（貸付・新築2、000戸、賃貸共同300戸）＝119億2、296万7千円。59年度県営住宅建設（木造2F6戸、中層635戸、高層34戸計675戸）＝21億7、075万2千円。既設県営住宅改善（増築122戸）＝3億3、921万6千円。県営住宅管理（16、767戸等の維持管理）＝4

7億2、253万1千円（特別会計）。

教育局

関係事業所管課である財務課及び学校建設課の2課にしほり、所管の予算及び主な事業を列記する。

財務課の予算は2、594億2、273万5千円で、対前年度比3・1%の増である。

県立高校鉄筋校舎改修（屋上防水、窓枠改修、外壁塗装、5校）＝4億5、660万4千円。同体育館改修（大宮高、川口高）＝1億4、277万3千円。学校緑化（植栽、芝張り、計11校）＝2、000万円。グラウンド整備（3校）＝1億2、566万8千円。県立高校校舎増築（所沢北高、羽生実業高、2校）＝3億499万円。同格技場建設（59年度着工分、越生高、児玉農工高、熊谷西高、羽生第一高、滑川高、吉見高、計6校）＝3億2、111万2千円（2年継続初年次分）。実験実習棟建設（浦和工、熊谷農、杉戸農、3校）＝12億8、270万6千円。県立通信制高校建設（調査、設計）＝3、940万円。県立高校宿泊学習施設建設（久喜高校、RC造2F660㎡）＝1億4、000万円。東松山養護学校建設（RC造2F808㎡）＝1億7、694万6千円。養護学校体育館建設（行田、本庄2校）＝2億8、949万3千円。養護学校プール建設（越谷、和光南2校）＝1億4、805万6千円。

学校建設課所管の予算は146億1、454万6千円で、対前年度比18・8%の減である。主な事業は、次のとおりである。

60年度新設高校建設（仮称・狭山高、三郷高

2校、普通教室棟、重層体育館)＝16億744万9千円(2年継続初年次分)。59年度新設高校建設(川口青陵、所沢緑ヶ丘、八湖南の3校、普通・特別教室棟、重層体育館建設)＝34億8、299万5千円(継続3年の2年次分)。58年度新設高校建設(浦和東校ほか6校の特別教室棟)＝12億4、384万9千円、終年次分)。伊奈学園総合高校建設(管理・外語棟、国語棟、社会棟、芸術棟、第2体育館)＝33億6、361万8千円(4年継続の2年次分)。騎西高校第2体育館建設＝2億7、237万9千円。県立精神薄弱養護学校建設(仮称・久喜養護学校)＝9億7、509万円(2年継続の初年次分)。

警察本部

警察本部が実施する関係事業の主なものは、次のとおりである。

就警察署庁舎増築＝2億4、226万9千円(継続2年の初年次分)。交通機動隊川越分駐隊庁舎改築＝6、260万9千円。警察官待機宿舎整備＝1億7、089万7千円。同(独身寮2棟66室、待機宿舎2棟36戸)＝債務負担行為。派出所・駐在所整備(新築、改築12ヵ所、防音、冷暖房施設7ヵ所)＝2億8、105万1千円。

交通安全施設整備(通勤新線駅周辺)＝1、400万円。同(信号機、標識等の整備ほか)＝33億3、192万7千円。運転免許センター(仮称)建設(調査、設計、予定地鴻巣市内)＝1億3、700万円。

企業局

企業局が所管する予算は、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計、宅地造成事業会計及び観光施設事業会計の5公営企業会計で構成される。59年度予算の合計を資本的支出の面で見ると624億4、718万円で、前年度に比べ0.2%(1億3、097万9千円)の減である。会計別では軒並み1～2桁台のマイナスであるが、宅地造成事業のみは、新規に川里、大利根の2地区が生じたことで31.7%の伸びを示した。

以下、会計別予算規模及び主な事業項目をあげると、次のとおりである。

電気事業会計は1億5、508万8千円で、対前年度比21.9%の減である。

工業用水道事業会計は16億1、143万円で、対前年度比2.2%の減である。主な事業として南部工業用水道建設費として4億320万円を計上した。これは水源施設負担金である。

水道用水供給事業 全体予算は458億7、695万円で、対前年度比7.3%の減である。主なる事業として、広域第一水道用水供給施設建設事業予算は205億3、231万1千円で、対前年度比11.1%の増で、主に取導水施設工事、送水施設工事、水源施設負担金、仮称・南部浄水場(三郷市地内)用地取得などである。広域第二水道用水供給施設建設事業予算は193億7、668万5千円で、対前年度比28.9%(78億5、920万2千円)の減である。この大幅減少は行田浄水場施設建設が当初計画の終期によるもの、主に取導水施設工事、浄水施設工事、送水

施設工事、水源施設負担金などに支出される。

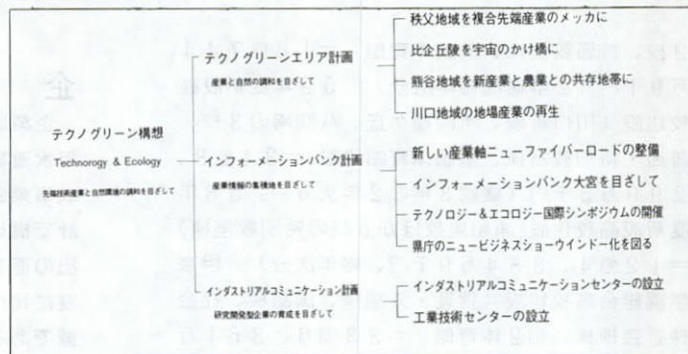
宅地造成事業 全体予算は147億8、854万6千円で、対前年度比31.7%(35億6、112万6千円)の増である。主な事業別では、越谷流通業務団地は4億9、400万円、対前年度比31.7%の減で、主に用地管理費で支出。児玉工業団地は9億5、000万円と同じく55.1%の減、主に道路築造工事、整地工事に支出する。幸手工業団地は5億9、800万円と同じく64.1%の減。主に道路及び遊水池築造工事に支出する。本庄住宅団地は16億200万円で同じく40.4%の減、主に道路及び水路築造工事に支出する。伊奈北部地区宅地造成は11億2、100万円で同じく33.6%の減、主に整地工事(住宅都市部へ委託)。川里地区宅地造成(工業団地)一新築事業15億3、300万円。施行面積24万平方メートル、主に用地買収、道路築造工事に支出する。大利根地区宅地造成(工業団地)一新規41億9、200万円。施行面積55万1千平方メートル、主に用地買収、仮設道路築造工事に支出する。



技術革新と

21世紀へ向っての埼玉の産業

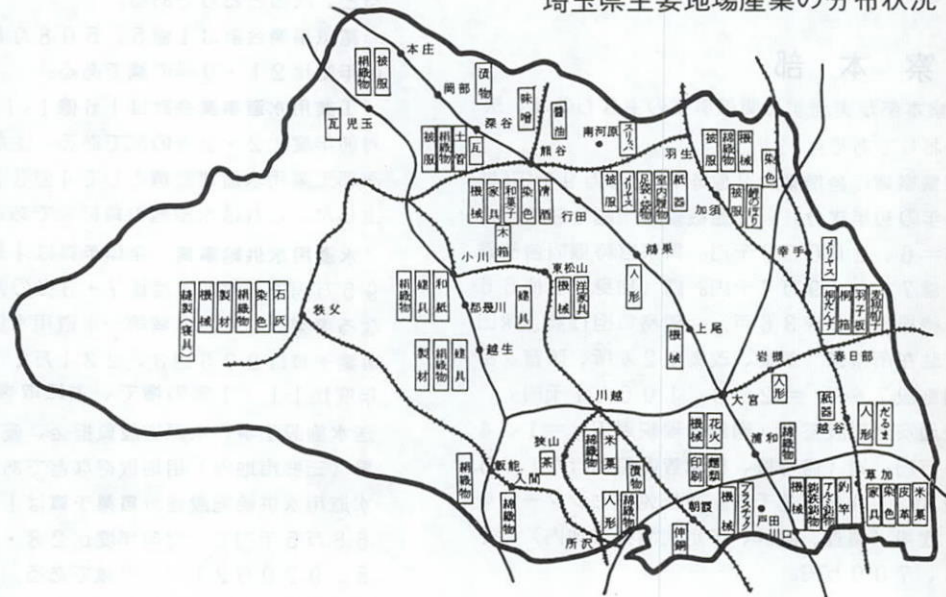
県商工部自主研グループ提案



県商工部の各課・各試験場に所属の若手職員で構成された「自主研究グループ（先端技術産業研究会）」は、「21世紀に向っての埼玉の産業」をメインテーマにした一カ年の研究結果がまとめられ昨年春発表されたが、県内産業界の反響は大きく各界分野で論議を呼び関心もたれたのである。このほど県は、それらの研究成果を高く評価、現在策定作業中の長期計画に折り込む考えのもとに59年度から行政サイドにおいて内容の検討が行われることになった。

以下、自主研究グループまとめの報告書の中の本県を舞台に提案した「テクノグリーン構想（先端技術産業と自然環境の調和）」についてまとめてみた。（W）

埼玉県主要地場産業の分布状況



先端技術産業を埼玉県にどう生かしていくか

——テクノグリーン構想——

報告としてまとめられた研究内容は、前段に国際的視野からわが国の産業構造の推移変革をたぐり、本県の現況からみて先端技術導入の可能性を探り、さらにその誘致、育成するための将来像として後段に「テクノグリーン構想」を画き、その中で本県における立地環境の特性やポテンシャルを十分発揮できるよう産業界、学界、行政が相互に協力しつつその役割を果たしていくことが望まれるとして、具体的に提言を行ったものである。

同構想では、21世紀へ向けての埼玉の産業の発展を一応、先端産業に的を絞り、①テクノグリーンエリア計画（産業と自然の調和を図る先端技術産業誘致）、②インフォメーションバンク計画（産業情報の集積地）、③インダストリアルコミュニケーション計画（研究開発型企業の育成）の支柱で構成されている。

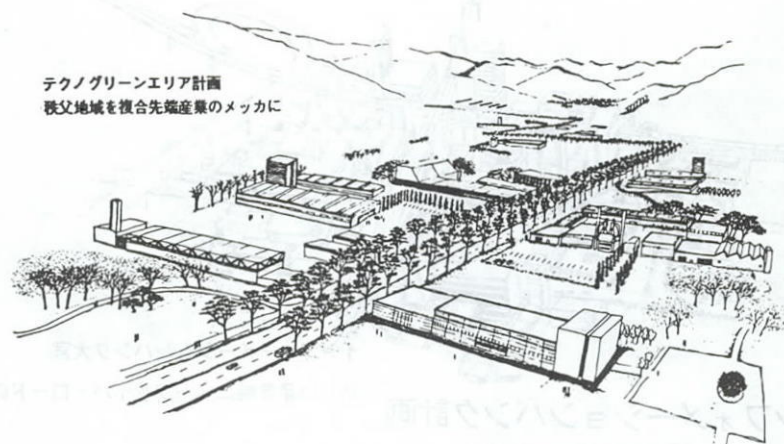
テクノ・グリーン・エリア計画

(1) 秩父地域を複合先端産業のメッカに

秩父地域に根づきつつあるエレクトロニクスや新素材（ニューセラミックス、ガリウムヒ素）などの一大集積地として発展を促進する。また、繊維、新素材、電子、メカトロニクスの複合的発展と融合を図り、山と緑に囲まれた研究所、研究開発型企業の集積地としての複合先端技術都市「チチブ」のイメージを鮮明にする。更に、これらの集積地へクリーンエネルギーを供給するため、太陽発電、ソーラーシステムなど自然エネルギーの活用を推進する。

(2) 比企丘陵地域に宇宙産業を

比企丘陵にある宇宙開発事業団のランドサット（資源探索、環境監視衛星）の受信施設や工業技術系の大学等を核として、航空、宇宙、通信関連の研究施設の集積を図る。今後、静止通信衛星や光ファイバー等を利用した高度情報通信システム（INS）などが、本格的実用化の時代を迎えることとなるため、国際電信電話会社（KDD）伊奈町所在の通信施設との連携において、情報、通信関連の研究施設、実験、試作工場等を誘導する。



(3) 熊谷地域を新産業と農業との共存地帯に

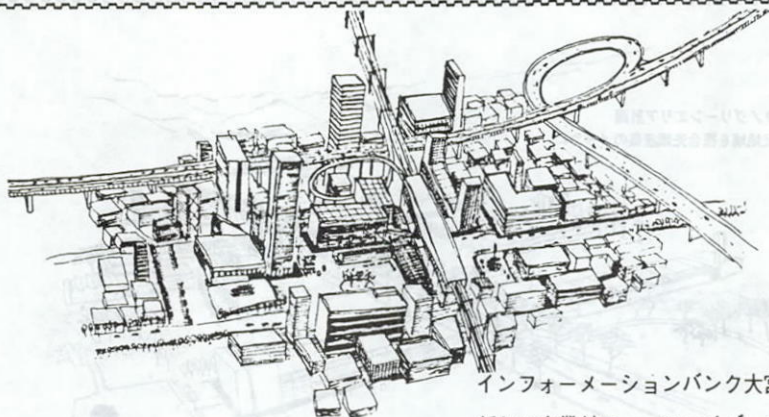
熊谷地域は、非鉄金属関連の製造、研究施設のウェイトが高いので、これらの関連において電磁材料、光素子、成形材など、新素材関連産業の集積を促進する。

また、県北地域には、花き園芸や養蚕、食品工業が発達しているが、農業試験場、食品試験場等を軸にして、農芸化学、醸造技術などを駆使して農産品の高付加価値化、1.5次産業化を図る。

(4) 川口地域の地場産業の再生

川口をはじめとする県南地域は、本県の主要な工業地帯として発展を遂げてきたが、都市化の伸展などにより立地環境が悪化するとともに全体的に成熟化し、今後多くの成長を見込めない業種も生じている。

このため、鋳物、プラスチック、機械などにおいては、生産工程にMC工作機、ロボット、CAD、CAMなどの先端機器の導入を促進し、製品の品質化、納期の短縮、多品種少量生産などに対応していくとともに、生産品目においてもニューセラミックスやエンジニアリングプラスチック等の新しい成形材やメカトロニクスなどの新技術を活用した製品への取組みを促進し、本県のメカトロニクス産業形成への核とする。



インフォメーションバンク大宮

新しい産業軸ニューファイバーロードの整備

インフォメーションバンク計画

(1) 首都圏中央連絡道の建設整備

県の東西を結び、業務核都市（横浜、立川、八王子、浦和、大宮、千葉）とともに、筑波研究学園都市、新東京国際空港に直結する首都圏中央連絡道の整備を促進する。また、建設が見込まれる「産業文化センター」にパスポートセンターやシティーターミナルを設け、リムジンバスを運行するなどして、大宮を国際社会に開かれた都市とする。中央連絡道沿線の環境を整序しつつ、計画的整備によって、ソフトウェア産業、情報産業、システム産業をはじめ、大学、研究所を誘導する。このため沿線に光通信網（ニューファイバーロード）を布設し、情報社会における本県の新しい産業軸を形成する。

(2) 情報サービスセンターの設置

新技術、新製品情報や市場、学術、文化、経済などの情報を提供する情報サービスセンターを大宮（産業文化センター）に設ける。ネットワークの形成にあたっては、日本科学技術情報センター（JICST）をはじめ新聞社、民間経済調査機関などの情報サービス機関と提携、効率的で豊富な情報の収集、提供を行う。なお、産業文化センター完成時のイベントとして、世界的科学者、企業経営者の参加による国際シンポジウムの開催、また、県庁のビジネス・ショーウィンド化を目途とする活用などを提言している。

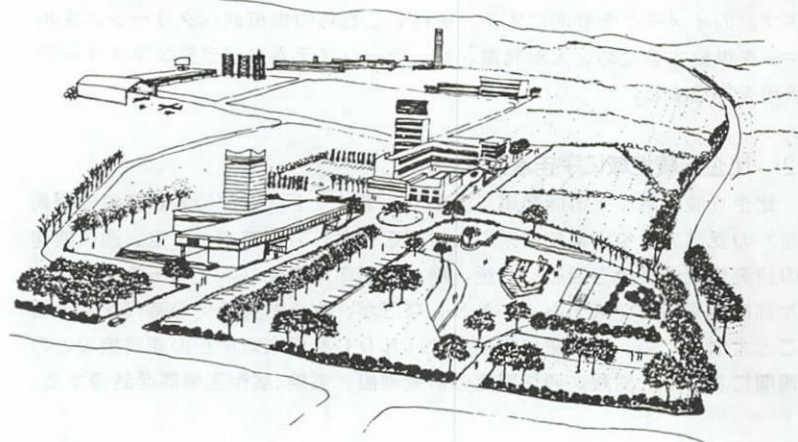
インダストリアル・コミュニケーション計画

インダストリアル・コミュニケーションセンターの設立

県民の科学技術と産業について理解を深めるため、テクノパーク（産業技術博物館）、情報サービスセンターの設立と、発明、発見のアイデア、プログラムリフトなどの公募を行い事業化に結びつけるための発明、発見シーズコンペの設置。そのほか新規技術のチャレンジを促進するため「技術振興財団」の設置、また、中小企業における先端技術の活用を促進するため「工業技術センター」を設立し、開発、導入等を支援することなどを提言している。

以上がテクノ・グリーン構想の大筋であるが、要するに構想の狙いは、わが国そして本県も同様、過去の高度成長期を通じ産業面で大きな発展を遂げたが、それは同時に、資源を浪費し、環境に大きな負荷を与えるものであった。しかし、これからは、資源多消費から省資源へ、環境破壊から環境との調和の時代に移る一方、企業形態は労働・資本集約型から頭脳・情報集約型へ、ハード・巨大型からソフト・個性型へと移行、いわゆる新産業革命の波は着実に進行しているとの認識に立って、埼玉の産業が21世紀に向けて発展するための「処方箋」を提言の形で示したものである。

テクノグリーンエリア計画
比企丘陵を宇宙のかけ橋に



社会のニーズに対応 公共職業訓練の充実・強化策を討議

職業訓練校施設等整備検討委員会

県（労働部）は昨年の秋、近年急速に進展する社会経済環境の変化に対応するため、職業訓練施設等整備に係る検討委員会を開いて、公共職業訓練の充実・強化等の課題について検討を行うとともに、職業訓練校の体制の整備、訓練科程の見直し等を行い、過般その検討結果が発表された。

当建産連では過年来、傘下団体の要望による訓練科目の新設を陳情してきたところであり、また、雇用問題を中心に訓練校との懇談会を開くなどその関係が深いことから同検討委員会検討結果をその要旨に基づいてまとめてみた。（W）

検討委員会の設置について

わが国の社会経済環境は、マイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新の急速な進展をはじめ、高齢化社会の進行、婦人の社会参加意欲の高まり、さらにはサービス経済化、情報化の進展はめざましいものがあるが、こうした経済環境を背景にした新しい動きとして、時代の変化に対応した労働者の職業能力の開発向上が強く求められており、職業訓練の充実強化が当面の重要な課題となっている。こうした状況を踏まえ、職業訓練のみならず、職業高校や専修学校等における職業教育を含めた現状を把握しつつ、職業訓練の役割を明確にするとともに、緊急な課題については具体的計画の策定を行ったとしたいうえで、次の検討事項を掲げている。

- 1、職業訓練法上の関係者（国及び都道府県並びに事業主）の責務
- 2、公共職業訓練の充実に関する課題
- 3、職業訓練体制整備に係る課題
- 4、事業内職業訓練の促進
- 5、職業能力評価体制の整備と技能尊重気運の醸成
- 6、具体的計画

以上6項目が主柱となっているが、そのうちの第2項においては、①技術革新②高齢化社会の進捗と中高年齢者対策③第3次産業への対応④女子労働者の増大対策⑤高学歴下の中のニーズの変化⑥心身障害者対策等を細分課題として検討されたが、その詳細は紙面の都合で省略し、業界が直接かわりあいのある第3項以下の主要点を検討結

果として列記することにした。

職業訓練施設の整備充実

職業訓練校の整備については、中期計画に基づき、逐次移転新築を図るとともに、設備については産業用ロボット、パソコン、ワープロ等ME関連機器を積極的に導入する。

ME関連機器導入状況

年 度	訓練科目	機 器 名	校 名
昭和56年度	経理事務科	オフィス・コンピューター	中 央
	機 械 科	N C 旋 盤	熊 谷
57年度	電子機器科	パーソナル・コンピューター	東 松 山
	経理事務科	ワード・プロセッサ	春 日 部
58年度	電気機器科	教育用ロボット	東 松 山
	〃	〃	株 父
	〃	〃	本 庄
	電子機器科	パーソナル・コンピューター	東 松 山
	経理事務科	ワード・プロセッサ	〃
	和文タイプ科	〃	大 宮
〃	〃	川 越	

職業訓練校の名称変更

職業訓練校のイメージアップを図るため、県民一般に親しみのもてる名称とする。（名称を「高等技術専門校」とし、61年度から実施の模様である。）

職業訓練指導員体制の整備

時代に即応した職業訓練を展開していくためには、練達した指導員に負うところが大きい。よって、指導技法を十分備えた職業訓練指導員の確保とその資質の向上を図る必要がある。なお、先端企業への派遣や追加免許取得等のため研修の充実を図る。

2年制訓練の導入

産業界のニーズに対応したより高度な技能者の養成を図るため、昭和59年度から計画的、段階的に養成訓練の一部科目について、2年制訓練の

導入を下表のとおり計画した。

2年制導入計画

校名	訓練課程	訓練科目	生徒数				導入理由
			昭和59年度	60年度	61年度	62年度	
熱谷	普通1	機械科	20 ¹	40 ¹	40 ¹	40 ¹	N C工作機など技能の付与
中央	普通2	自動車整備科	-	30	60	60	2級整備士の受験資格を付与
飯能	普通1	木工科	-	20	40	40	
大宮	普通2	自動車整備科	-	-	20	40	
春日部	普通2	自動車整備科	-	-	20	40	
川越	普通1	鉄骨建築科	-	-	20	40	
合計		6科	20	90	200	260	

科目の廃止計画

下表のとおり新設又は廃止を行う。新設の訓練科目については地域のニーズに応えたものであって、川越校における鉄骨建築科は全国的にも少ない。また、電子技術科はME関連科として特色をもたせている。

新設を計画した訓練科目										廃止を計画した訓練科目									
校名	訓練科目	年度				訓練課程	備考	校名	訓練科目	年度				訓練課程	備考				
		60	61	62	普通					60	61	62	普通						
中央	インテリア サービスク	○				普通 2級		中央	洋裁科					普通 2級					
飯能	経理 簿記科	○				短大		飯能	インテリア サービスク	×				普通 2級	短大				
熱谷	経理 簿記科		○			短大		飯能	簿記科 (要履)	×				短大					
川越	鉄骨 建築科	○				普通 1級		飯能	木工科	×				普通					
川越	電子 技術科	○				普通 2級		飯能	自動車 整備科	×				普通					
川越	建築 工芸科	○				普通		熱谷	機械科	×				普通					
川越	簿記科	○				短大 2級		飯能	自動車 整備科	×				普通					
川越	ビル 管理科	○				短大		川越	簿記科	×				普通					
川越		○				短大		飯能	鉄工器具科	×				短大					
川越		○				短大		飯能	主任 経理簿記科	×				短大					
計		8	2	5	1	1	3	4	計	10	5	3	2	5	2	4			

○印は当該年度に新設するもの ×印は当該年度限りで廃止するもの

(用語の解説)

- 1. 専修 専修訓練課程の略
中卒1年訓練
- 2. 普通1 普通訓練課程1級の略
中卒2年訓練
- 3. 普通2 普通訓練課程2級の略
高卒1年又は2年訓練
- 4. 短大 能力開発訓練の略
短大職業対象訓練

職業訓練校体制の効率化の必要性

職業訓練校の数については、他県の状況から見て現状でも決して多くはないが、より効率的に職

業訓練体制を構築していく観点から地域的統合問題を含め、今後その方策を検討する。

事業主等の行う職業訓練への援助等について

認定職業訓練に対する指導、助成及び援助の充実に努め、訓練内容の一層の充実を図るほか、事業主等の行う教育訓練に対する各種給付金の支給並びに公共職業訓練施設の開放等を行い、中小企業事業主等の行う教育訓練に対する援助を強化していく必要がある。

埼玉県職業能力開発協会の充実強化

職業訓練法において同協会は、①会員の行う職業訓練及び技能検定に関する業務について指導及び連絡を行うこと。②職業訓練に関する技術的事項について事業主、労働者に対して、相談に応じ、必要な指導及び援助を行うことなどの業務を行うとされているとはいいい難い。そのため人的かつ財政的強化を図り、真に民間における職業訓練推進のための中核団体としての機能を発揮させることが必要である。

コンクール入選標語

建設のあせをぬぐわす
感謝の一声

建設で明るい未来を
子供らに

80年代の夢を育てる
建設産業



緑とやすらぎの文化都市



所沢市長 武藤保之助

所沢市は、首都圏30キロメートルに位置し、人口約26万人を擁して県西の雄都として、また中核都市として躍動を続けております。

私は、昨年秋の市長選挙におきまして多くの市民の御支援を受け市長に就任いたしました。その際選挙を通じて市民本位の政治を推し進め、活力のあるまち所沢の未来像を「緑とやすらぎの文化都市」と位置づけ、その目標に向かって全力を注ぎ、市民の皆様の負託に応えることを約束いたしましたのでございます。

この実現のためには、常に市民の立場で考え市民と共に歩み、市民の総意を反映した市政の推進が必要でありまして、民主的なものでなければ真に正しい方向づけができないものとする次第であります。

ご承知のとおり、近年、地方自治に対する関心が年々高まっていることが報じられております。当市におきましても自分たちの住む郷土所沢をよ

り住みよいものにするためにどのようにしたらよいか、そして個性ある文化を創造するためにどのようにしたらよいかを前向きに考えておるわけであります。

私は、豊かな生活環境はすべての人々の共有財産であることから、まちの核、顔づくりをすすめるとともに行政と住民が一体となって環境の保全、環境衛生の向上及び住宅の質の向上を図ることが必要であると思っております。

そのために、市街地及び農村地域の中で住宅地と農地が接する部分については十分農住共存が図られるよう住みよい街づくりを目指したいと考えております。また、快適な環境づくりのため、荒川右岸流域下水道の整備、公共下水道の全面的整備を推進して環境衛生の向上を目指してまいり次第であります。これら各種施策の推進においては、住民との協力関係を十分に保ち施策の実現及び有効な生活環境の維持に努めてまいります。

さらに、急激な社会環境の変化に伴い余暇時間が増大し、同時に生涯にわたる学習の必要性が高まり住民の欲求も複雑多様化しておるのが現状であります。こうした市民の学習意欲の拡大にこたえて講座等を一層充実させて、地域の生活と密着した生涯教育を推進する所存であります。また、増大しつつある住民のスポーツ・レクリエーションの欲求に応えるため施設の整備を推進して、これらの機会の拡充を図ってまいります。その具体策といたしまして私は、市の西部地区に関東唯一の公営競技場を設置しようと現在計画をすすめております。この競技場は野球をはじめとするあらゆるスポーツが行なえるよう多目的に利用を考えております。

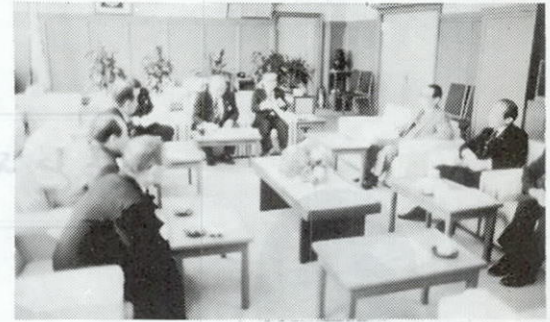
今日、住民のニーズは高度化・多様化しておりますが、都市づくりにおきましては、人間尊重、生活優先、緑を生かす諸施策が要求されております。

私は、26万市民のため、市民との対話を通じて各種施策の推進において協力関係を十分に確保してよりよい行政を推進するための「市民主役の市政」、香り高い文化と情操教育のための「教育文化を進める市政」、乳幼児から老人にいたるすべての住民が健康で安心して生活が営めるための「生活と健康を守る市政」、総合的土地利用計画の樹立と基幹道路網等を推進し、自然環境及び生活環境との調和を図るための「都市基盤を進める市政」を市政の四つの柱として「みどりやすらぎの文化都市」づくりに鋭意取り組んでまいり所存であります。

関係各位におかれましては、絶大なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

一陳情（3月5日）一

畑知事に対し 建産連の活性化で指導育成の強化を求む



陳情風景 正面(中央)畑知事(右)広田土木部長
(左)木村住宅都市部長

2月21日、県の昭和59年度当初予算案が発表され、その内容が明らかにされた。発表の予算案は厳しい地方財政計画をモロに受け、予期した以上にシビヤなもので一般会計予算は前年度当初の伸び率を0・1%上回った1・9%の伸びにとどまり、しかもそのうちの投資的経費は前年度同期の額に比べ9・9億円を越す減少である。これは業界にとってまことに深刻な事態といわざるを得ず、受注環境は一段と悪化することに予想されるのである。

こうした事態を直視、当建産連においては3月5日、正・副会長打ち揃って県庁知事室に畑知事を訪ずれ、業界の窮状を訴え県内業者育成の見地から県工事等の発注に際しては、県内業者優先を貫かれるよう格別な配慮を要請する一方、予て要望してきた建設業及び関連業を指導、育成する行政窓口の一元化を期して組織の強化を求めて陳情した。

行政窓口の一元化については、当建産連発足を契機に去る54年6月の定例県議会において、その実現方を請願し、採択されたのであるが、その後、一部組織の改正が行われたものの十分その機能を発揮されていないのが現状である。よって再度善処方を陳情したものである。

陳情は午後0時40分から知事応接室において、畑知事を挟み広田土木、木村住宅都市の両部長が同席の上行われ、斎藤会長が陳情の趣旨を述べ、格別な配慮を要請したほか、島村、安藤、小山、川合の各副会長からそれぞれの立場にて業界の実情を述べ理解を求めた。

これに対し畑知事は、若干の質問を行ったうえでそれぞれ理解を示し、極力要望に添うよう努めることを約束した。

なお、陳情主文は、次とおりである。

県内業者の育成について

日頃県内建設産業の振興、育成に格別の御高配を賜り、関係団体一同深く感謝申し上げます。

ているところであります。

さて、最近における建設産業は、政府の財政再建策により、公共事業費は昭和55年度から4年連続、伸び率ゼロに据え置かれ、さらに昭和59年度政府予算案ではマイナスという誠に厳しい状況にあり、加えて引き続き景気の低迷等により、住宅建設をはじめとする民間設備投資の伸び悩みから、建設産業各分野にわたって企業倒産は増加し、極めて深刻な未だかつてない厳しい経営環境におかれております。

もとより、私共業界といたしましては、自らの果すべき職責の重要性を自覚し、姿勢を正して経営の近代化企業体質の強化に一層の努力を重ね、それぞれの分野においてその職分を全うすべく最大の努力をつくしているところでありますが、私共自身の力には自ら限界があります。

つきましては、建設産業界のこの厳しい現況を御賢察賜り、下記について特段の御高配を賜りますよう陳情いたします。

記

1 本県における建設産業界は、建設業、設計、測量業及び建設コンサルタント業、不動産業、建設資材業等5万を超える事業者を有し、その就業者は30万人を数えるに至っておりますが、その大部分が中小企業にして体質も脆弱で社会的地位も低いのが実情であります。よって建設産業を指導育成する組織を充実しより一層強力な御指導を御願いいたします。

2 県内業者の育成につきましては、夙に御配慮をいただいているところでありますが、県内工事は県内業者の手での強い念願でありますので、建設業に限らず設計、調査、測量等に至るまで県内業者に優先発注くださるよう御願いいたします。



—研修会(58.12.6)—

建設労働災害の刑事責任

弁護士安西愈氏講述から

当建産連は12月6日、建産連センター大ホールにおいて、労災問題研究の権威、弁護士・安西愈氏を迎え、「建設業労働災害における刑事責任」を主題としたゼミナールを開催した。中会をはさんで前後5時間、講師は複雑多岐にわたる建設業の仕組の中で発生する労災事故における刑事責任で問われる各種のケースを引用し講述された。以下講述に従い刑事責任に対する概念にしほりこれをまとめてみた。(W)

刑事責任追及の端緒

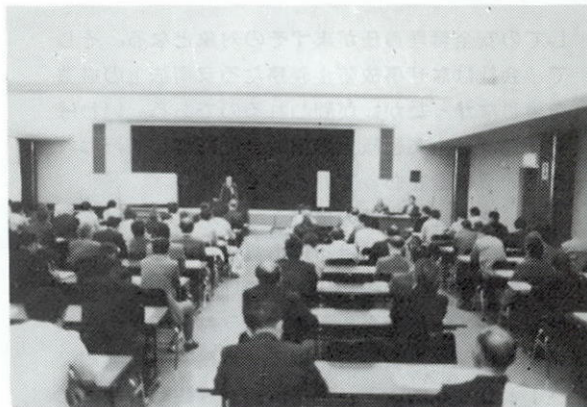
—通報義務と災害調査—

建設業において労働災害を発生させた場合、傷害や死亡という事業場内の事故として直ちに救護がとられなければならないことはいうまでもないが、同時に事故であるから所轄の警察署と労働基準監督署に通報しなければならない。

事故現場では、被災者の救護措置と事故の再発防止の応急措置のあと、警察署と労基署によって事故原因の調査が行われるのが通例である。この事故原因の調査は、単なる事実上の事故発生状況の実態調査だけでなく、労基署の場合は「災害調査」として安全衛生法（以下安衛法）に基づき、

警察官の場合は「実況検分」として刑事訴訟法に基づきそれぞれ調査が行われるものであって、各法令違反の有無の調査を目的とするものである。

つまり、建設業の労働災害の刑事責任の問題は、事故発生後の災害原因の調査から始まるのである。したがって現場の状況や、使用関係の実態、指揮命令上の権限と義務や作業心得、その他作業行動上の規律や安全教育の実施状況などは、その後の刑事責任をめぐる捜査上重要な意義をもっている。関係者は十分心得ておかなければならない。実際に事故を目撃していない者が、あたかも見ていたとき口振りで話すが目撃者であることがあつてはならず、意外な面に問題が発展する怖れがあるの



で関係者はこの点銘記しておくべきである。

なお、事業場や工事現場における労働災害についての通報は、安衛法では事業主に対して義務づけてあるが、警察官に対しては変死の場合（死亡災害）を除いては法令上の義務づけはない。ただ、間接的な形で警察官が事故を知った場合は、警察官職務執行法第4条によって現場等に立入って適切な措置をとってよいと規定されているほか、国家公安委員会規則において110番通報その他緊急通報に対する措置が定められている。

安衛法違反と業務上過失

建設業において労働災害を発生させた場合、まず問題となる刑事責任の主要なものは、業務上過失傷害・致死（刑法第211条）及び安衛法違反である。この両者の責任追及の法的構造はいわば逆の形になっている。つまり、刑法の業務上過失責任の方は、事故に最も近い過失を犯した者の責任追及から始まり企業の組織上の上位者に遡及するという個人責任追及の構造をとる。一方、安衛法違反は事業者責任であり管理者責任であるから、事業者即ち代表者である社長が事業経営者と

しての安全管理責任がまずその対象となる。そして「会社はなぜ事故防止義務たる安衛法上の措置を講じなかったか、が問われるのである。いわば責任追及は企業組織上の権限分配に応じて行われるという構造をもっているのである。

業務上過失罪の成立

建設労働災害における刑事責任について、まず刑法の「業務上過失責任」について考えてみる。刑法には「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因ツテ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁固又ハ1、000円以下（現在は罰金等臨時措置法により20万円以下になっている。）ノ罰金ニ処ス」と定められている。ここでいう業務とは、各人が社会生活上の地位に基づいて継続して行う業務であって、生計の手段としての「職業」である必要もまして営利を目的とする「営業」である必要もない。また業務が適法であるかどうかとも問わない。「無免許運転、無許可建設業、等がそれである。更にそれが本務であるか、兼務であるか、また本人にとって主たる業務であるか従たる業務であるかも問わない。要するに本人の業務がその性質上、人の生命、身体に対する危険を包含するものである場合に成立するものとされている。即ち、直接たると間接たるとを問わず第三者に対し危険を生じさせる怖れがある業務に従事する者はすべてこれに含まれると解されている。そして建設現場の業務従事者には通常人に比し、その業務の遂行過程において他人に危険を及ぼす可能性が高いため、特別な注意義務が課せられている。

その注意義務の内容については、「業務従事者は、法令等に明文がなくとも、危険防止のため、慣習上、条理上、実験法則上必要なあらゆる注意

をする義務がある。（大審院判例）」とされているのである。即ち、建設現場に働く人は皆他人に死傷を生じさせないように注意して業務を行う義務があり、事故発生の場合には、それに最も近い注意義務違反者の過失がまず問われ、その者について業務上過失罪が成立し、さらに順次注意義務の内容に従って上級監督者に遡っていくのである。

現場監督者等の業務上過失責任

実際の建設現場労働災害においては、多くの場合現場監督がその責任を問われている。第一線の現場監督という使用人が業務上過失責任を問われる問題については種々のケースがある。通常、直接過失責任を問われた者が一現場の職工であることを理由に無罪を主張しても、危険防止措置を怠ったその総括現場監督の注意義務違反が事故発生の原因であるとして、業務上過失致死罪が成立した例のごとく、配下の労働者の危険防止の注意義務が直接の監督者であることは当然であり、それらの者もまた労働者であって経営責任者でないといっても、業務上過失という注意義務の概念的責任の成立を拒むものでないとされている。つまり、労働者であることは責任否定とはならないのであって、この点経営者は現場従業員に対して十分な教育をしておくべきであることが特に強調された。

安衛法違反の刑事責任

——事業者の企業経営責任の一つである——
次に、安衛法違反の刑事責任について考えてみよう。この責任は企業活動上の責任であり事業者責任であるから、企業経営上のトップの管理措置義務が定められている。即ち、当該事故発生に際

し、「社長はいかなる安全対策をとっていたか、つまり「社長は何をやったか、何をやらなかったか」という上からの追及の法的構造をとっていることから、会社の権限分配に従って下級者に下ってくるのである。勿論、労働基準監督官の捜査は第一線の下級監督者から行われるが、法的責任は事業者責任であるトップの責任がまず問われるのである。

安衛法では、労働者の労働災害防止のための法律上の義務主体として「事業者は……をしなければならない」と定めており、同法上の遵守義務主体が事業者であることを明らかにしているのである。そして同法上の事業者とは、「事業を行う者で労働者を使用する者をいう」と定義づけされている。このことは、「事業者」とは法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指しているのである。これは従来の労働基準法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体として捉え、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。よって、安全衛生法遵守は事業者の企業経営責任の一つと理解すべきものである。

職務権限と行為者責任

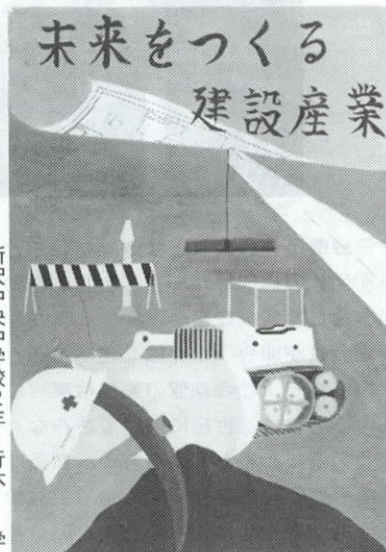
——現実の安衛法違反者は現場所長など——

安衛法違反の刑事責任は上述のとおり経営主体の責任であり、代表者の責任であるが、安衛法では「事業者は……をしなければならない」と定めても、法人（会社）自体は肉体を持っていないから実際上の行為をすることができない。行為するのは個人ということになり、事業者が法人の場合には、その課せられた義務を守るのは「代表者

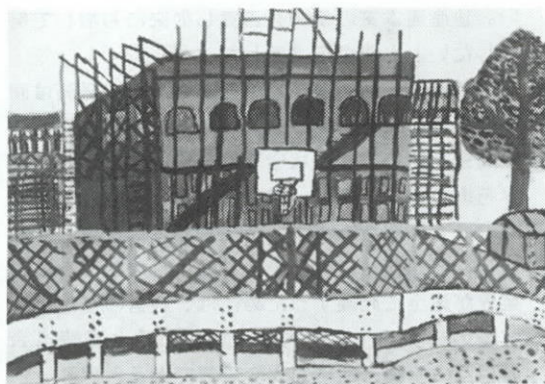
（社長）」ということになる。ところが従業員が数人規模ならともかく数百人からとなると社長がすべて責任をもって法律上の安全衛生措置が講ぜられるかというところはいかなない。殊に多くの現場をもつ建設会社ではいちいち社長が作業箇所一つ一つについて点検し措置を講ずることは不可能である。事業者と規定したからといって法はそこまで要求してくるわけではない。実際には安衛法遵守の責任と権限をその部下である所長などに委ねて権限を配分して授権することになる。授権された所長も現場における多数の作業箇所の一つ一つを点検することが困難な場合は、各現場責任者などに授権するといった具合に、その義務と権限を授権することによって災害防止のための点検、管理措置の義務者とする。即ち、「行為者」が決定されることになる。

このような法律構成になっている安衛法違反については、第一線の監督者も責任を問われてくるのであって、同法122条において「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して……の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する」と定められている。従って義務主体は「事業者（社長）」であっても、法律上の危険防止に必要な措置を講じなければならない行為主体は、第一線監督者即ち、「代理人、使用人その他の従業者」となるわけである。

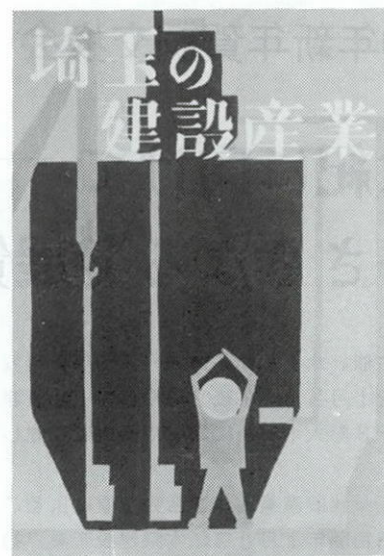
このように安衛法違反の刑事責任は、企業組織と権限の分配状況に応じ、各級管理監督者の責任の追及として行われ、その組織と権限の分配者であり帰属者である法人自体の責任として問われていくのである。（完）



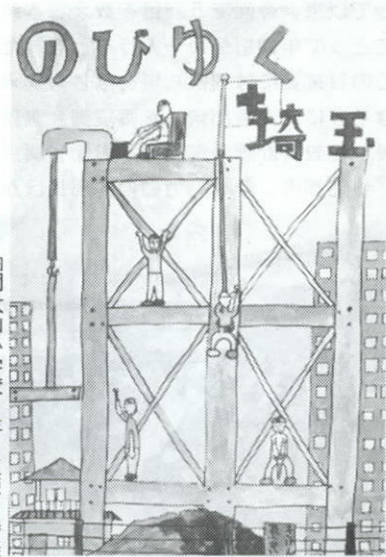
所沢中央中学校2年・行木学



鶴ヶ島新町小学校5年・橋本文美夫



深谷明戸中学校3年・石川紀子



白岡大山小学校5年・江原勝美

昭和59年新年賀詞交換会 (59.1.11)

21世紀に向けて さらなる発展策を

当連合会主催、傘下30団体合同の「59年新年賀詞交換会」を1月11日、午後2時から埼玉建産連会館センター3階大ホールにおいて盛大に開催した。

(社)埼玉県建設産業団体連合会主催によるこの催しは、昭和55年1月8日に本県建設産業界初めての大同賀詞交換会を埼玉会館大ホールで開催して以来、今回で5回目を数え、本県建設産業界にとって年頭恒例の一大行事となった。

この日來賓には畑県知事をはじめ福永衆議院議長ならびに県内選出衆・参両院国会議員、県議会議員、建設省計画局長代理、労働省関係者、県土木、住宅都市、農林、労働の各部長ほか幹部職員



及び関係機関各界代表など多数臨席のもとに建産連傘下30団体の構成員が一堂に会し、総勢500余人が参会して盛況を極めた。

安藤副会長が開会のことばを述べたあと斎藤会長が挨拶に立ち「社会基盤の整備は業界に課せられた使命であり、21世紀に向けてさらなる発展策を講じる必要があると考えられる。然るに、最近利益誘導型の政治を批判する余り公共投資の担う景気浮揚効果や社会資本の充実という社会的使命を軽視するような風潮が見られることは誠に残念である。業界が抱えている問題には十分な対応が必要であり業界の前途はなお樂觀を許されない。建産連本来の使命を自覚し従来にも増して努力したい」と決意を表明した。

引き続き、畑知事が祝辞を述べ「日本経済は回復の兆しが見えたとはいえ、なお内需中心の力強い成長を期待できる状態ではない。また建設産業界を取り巻く環境は、超緊縮型財政のもと公共事業の拡大は期待できず、更に民間設備投資も伸び悩むなど、非常に厳しい。このような状況下で、業界が健全に発展するためには、経営の合理化、技術の研鑽等企業努力が大切であると同時に会員相互の協調と団結も大変重要であると思う。こ

の意味においても貴会の果たしてきた役割は誠に大きいものがある。これからも強力なリーダーシップを発揮し、県民からより強い信頼を得られる団体になることを期待する。いま「緑と清流、埼玉21世紀のプラン」づくりを進めているが、この政策を展開するためには建設産業界関係者の理解と支援を要請する」(別掲)と、また列席国会議員を代表して昨年12月衆議院議長に就任された福永健司議員、建設省計画局長(代理、吉野建設業構造改善対策官)、丸山県会議長らが相ついで祝辞に立ち、それぞれの立場から現下の情勢の厳しさを率直に認めたとうえで、県土の調和のとれた発展のため公共事業を軸とした社会基盤の整備拡充のため予算の確保を図りたいと述べた。次いで來賓の紹介、祝電披露があり小山副会長が閉会のことばを述べ第1部を終了した。



引き続き行なわれた懇親パーティーは、1階ロビーと2階の第1会議室とに分れ、島村副会長、川合副会長がそれぞれ開宴のことばを述べ祝宴の幕をあげたあと新しい年の門出を祝って会員同志、さらには官庁職員との名刺交換などが行なわれ、新年らしいにぎやかさのなかにそれぞれの懇親を深め盛會裡に散会した。

「知事祝辞」

皆さん、明けましておめでとうございます。御参会の皆様には、それぞれ新しい年に明るい希望を託し、清新なお気持ちで、昭和59年の新春をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

また、昨年は、県政推進のため、ひとかたならぬ御協力をいただき、この席をお借りいたしました。厚く御礼申し上げます。

さて、21世紀に向けて、新しい文明を創造する「胎動の時代」ともいえます1980年代も、はや前半の峠にさしかかり、新しい展開の年を迎えましたが、御案内のとおり、日本経済は回復への兆しが見えたとはいえ、なお内需中心の力強い成長を期待できる状態には至っておりません。

このような現状から脱し、我が国経済が安定的に発展し、また活力ある成熟した豊かな社会が築かれていくには、国際的な面では、大国間の相互不信に根ざす東西緊張の高まりの緩和や貿易摩擦の解消、そして国内においては、政治に対する不信を取り除くような倫理の確立など、解決されなければならない課題が山積しております。

そして、これらの課題解決のためには、国際間や国民の間に潜む不信の念を取り除き、信頼の絆を強めて、人類の新しい豊かさの創造に向けて、努力していかなければなりません。

一方、皆様方の建設産業界に目を向けましても、超緊縮型財政のもと公共事業の拡大は依然として期待できず、更に民間設備投資も伸び悩むなど、



非常に厳しい環境が続いております。このような状況下で、業界が健全に発展するためには、経営の合理化、技術の研さんなど個々の企業努力が大切であると同時に、確かな信頼関係に基づく会員相互の協調と団結も、また大変重要なものと思われれます。この意味におきまして、貴会が、昭和54年8月、全国に先駆けて設立されて以来、各業種間の連絡協調体制を確立するという高い理念のもとに、着実な歩みが続けられながら、この5年間に果たしてこられた役割は、誠に大きなものがあります。

どうぞ本年も会長さんを中心に役員並びに会員の皆様方が一体となって貴会の運営に当たり、県民からより強い信頼を得られる団体となられますことを、心からお願いする次第でございます。

ところで、このように社会全体が多くの難問を抱えながらも、新しい発展への足掛りを模索しているなか、県では「県民本位の公平な行政」「清潔で明るい民主的な県政」をモットーといたしま

して、快適で本当に住みよい豊かな郷土づくりをめざし、いま「緑と清流・埼玉21世紀のプラン」ともいべき新しい長期構想づくりに取り組んでいるところでございます。そして、この政策のダイナミックな展開のためには、道路・河川・下水道・住宅といった生活基盤整備の担い手であります建設産業関係の方々の御協力を欠かすことはできません。皆様方には、なお一層の御理解と御支援をお願いする次第でございます。

終わりに当たりまして、御列席の皆様方の一層の御健勝と埼玉県建設産業団体連合会の限りない御発展をお祈り申し上げまして私のごあいさつといたします。

昭和59年1月11日





—講習会—(59.1.27)—

利益を生み出す 仕組と実践方法

木下 荘氏講述から

—ヤル気のない企業は衰退する—



1月27日、建産連センター大ホールにおいて経営講習会が開催された。この講習会は当建産連経営合理化委員会事業の一環として、埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証会社の三者共催で開講、受講者は建設業及び同関連企業の経営の衝にあたる者を対象に、テーマを「利益を生み出す仕組と実践方法」、講師は建設業経営コンサルタントエンジニアとして馴染の木下荘氏を迎え、午前10時開講、午後4時まで正味5時間、170人が受講した。講師は、利益こそ企業に活力を与える根源であるとして、利益を生み出す新しい実践の方策を説示したものであった。

以下、講義の内容を要旨をもってまとめた。(W)

—これから述べることは、聞かれる皆さんにとっては「あたりまえ」の事柄である。しかし、この「あたりまえ」のことがいざ実行となるとえてして実践されていないのである。「百見は一行にしかず」とおり良いことはまず実行することである。骨折り損であってはならない。実行に移したからには必ず成果をもたらすものでなければ何んにもならない……と前置きして、本題に入った。

赤字中毒にかかっていないか

過去10年余に亘る税務統計からみた法人企業の実態は、年々欠損会社が増え続けている。特に48年秋のオイルショック時以降はその度を深

め、55年には全産業を通じ48・2%が欠損法人となり、57年時には遂に50・5%が欠損法人、つまり2社のうち1社は欠損会社となった。この現象は単に長期不況によるものとするには余りにも問題が多いように思われる。

倒産では全産業の30%を占めるといわれる建設業に絞って見ると、意外にも欠損会社の割合は他産業に比べ少ないのである。それには建設業が赤字会社であると、官公需受注に悪い影響を及ぼすことから、無理を押しして黒字決算を行っているという内幕のあることを計算に入れなければならない。いずれにせよ統計上は他産業に比べ欠損会社の少ないのは事実である。

さて、欠損会社の実態を見ると、企業規模の小さいほど欠損法人が多く、利益率も少ないのである。欠損法人のうち資本金500万円未満が平均55%、1億円以上が29・3%、100億円以上となると15・8%となっており、利益率の面もこれにほぼ比例し、500万円未満は2・1%に対し、1億円以上は4%（各55年度時）となっており、57年度時には大型企業はより大幅な利益をあげている。不況続きといわれる中で大型企業が高収益をあげている理由は、考えられるものとして、下請企業を上手に使っていること、必要資材を安く購入していることなどであって、この傾向は最近特に強まっていわゆる企業間格差を大きくしている。

利益を生み出せない企業はつぶれる

3年間赤字が続けばその企業はつぶれるといわれる。企業にとって利益こそが存続を決めるものであり、また、活力となって発展への原動力でもある。従って経営者は正しい利益感覚を持たなければならない。利益は与えられるものではなく、生み出すものである、という理念に徹すべきである。受注即利益ではなく、受注後の経営力によ

て生ずるもの。現今のように厳しい受注環境にあつては、惰性的モノマネ利益から脱却し、創造的利益を生み出す努力への転換である。言え換えれば、何をやっても利益が得られる時代は去って、これからは経営によって利益を生み出す時代に入ったといえる。売上高の拡大より利益の充実を重視する「利益中心主義」経営に徹すべき時代となった。

赤字中毒の原因は何か

赤字中毒つまり企業の慢性的赤字発生の原因として、①在来型放慢経営②進歩のないマンネリ経営③過保護型経営④公私混同型経営⑤租税拒否症などがある。「感」「経験」「度胸」をもって経営にあたることも大切であるが、これのみに頼ってはならない。経営者は経営の理念に立ち、恒に経理を明確にしておくことである。いわゆる「ドンブリ勘定、ではいけない。例えば、事務所費と現場経費を混同したり、原価を知らなかったり、各工事（現場）毎の精算を行わない、経営者個人の支出と会社支出を混同する、税金を怖れて二重帳簿的行為などが主な原因と見なされている。

赤字中毒から脱却するためには、上述の事柄をよくわきまえたうえ、まず正しい経営（計算）に徹し、真の利益を把握することであつて、それには利益の計算を会計ルールに従って正確に行うことである。

新しい利益指向で実践すること

利益を活力として生みだすためには、まず、受注の拡大と同時に付加価値の高い工事を狙え、量の拡大より質の充実を図ることである。そのためには受注力を増強することである。受注力には、信力用（経営、技術、施工能力、アフター能力、

財務力）がまず第一にあげられ、次いで他社との競争に耐えうるコストダウン力や開発営業力そして精神力が必要視される。

利益を確保できる体制が必要なことはいうまでもないが、そのためには営業体質つまり古い型、在来方式の癒着型、接待型、天下り型、ハッタリ型といわれる個人プレー型から脱皮し、新しく仕事を創出考えのもとで自社の能力、アイデアを売込む開発型営業、また、施工現場を見本として顧客開拓を行う現場営業など全社営業といわれる総力体制によって営業効率を高めることである。

次には、受注即利益でないことは前述のとおりであつて、受注した工事から利益を生み出す努力が必要である。そのためには、まず、実行予算の検討を行い、実行予算の枠内にて下請なり資器材を発注することによって利益の先取りを行うとともに、工事原価を確保する。次に、工程の設定によって人、物、資金のロスを極力少なくする。しかも工期の短縮を図ることである。要するに「時間」も利益のうちにあることを銘記し無駄をなくすることである。現場作業の効率、あらゆる面の節約、施工技術の駆使そして管理（工程、原価、品質、労務、営業）の各部門に亘り組織力を発揮することも利益を生み出す実践項目である。

利益責任制の導入

新しい利益指向として、営業面、現場管理の面における総力体制の必要性を述べたが、さらに各職場に利益責任制の導入を奨めたい。これは企業が各部門において責任制をとることによって各自（各チーム）の努力（開発、合理化等）を誘発し、結果において企業利益をもたらすことになる。

利益責任制を導入したからには、その成果によ

って部門ごとに内容を発表し、適切な利益の配分もまた必要である。配分に関しては責任利益算出のつど「利益貢献給」として支給することが望ましく、益、暮ボーナスに加味するのでは気抜けを生じ効果が半減する。これは経営者と従業員の信頼関係樹立に寄与すると同時に「ヤル気、を起させるものである。要は、ヤル気の問題、ヤル気のない企業は衰退することは間違いない。





—研修会 (59. 2 .22)—

建設労働災害防止研修会

「禅と科学」

(これからの生活と科学する心)

埼玉工業大学 学長 武藤義一

2月というのは英語でフェブラリィというが、これはラテン語のフェブロアリウスという言葉が変ったのだそうだ。始めは牧神であったが、のちには死者の世界、死後の世界の王様ということになった。昔はこれは12月であったわけである。

御存じのとおり、ローマのアウグスチノスが、自分の名前を永久に残すために、アウグストという名前を月の途中に割込ませたわけである。自分だけだと批難を受けるので、その前にシーザーを割り込ませた。ジュリアス・シーザーだからジュライ、そしてオーガストと7月、8月に入れたのである。だからセプトというのは7の意味だがそれが今では9月、オクトは8だが、オクトーバーは10月とずれてしまった。

そのため2月は死者の月ということで、今だにヨーロッパでは主な死刑は2月に行われたという言い伝えがあるという。そのために28日という少ない日にしてあるそうだ。

もう16～7年前になるが、ヨーロッパへ行った時に有名なロンドン塔を訪れた。ロンドン塔の番人というのは、ある時、月給の値上げ運動をやったが、財政が苦しい折りから値上げは見送り、そ

の変わりに見物人に塔の説明を充分にしてチップをもらってもいいということが決められた。それまでは表向きにはチップはもらえなかったの、なかなかイギリスというのは機微をついたうまいことやると感じた。

ロンドン塔の門を入ってからしばらくすると、芝生があり、そこに羽の筋を切られたカラスがいる。いつも黒いカラスが何羽かいて、それがそこからいなくなると大英帝国が減びるという伝説があるので、カラスがいなくなりそうになると他からカラスをもってきて、飛んで逃げないように羽の筋を切るのだそうだ。

百年ぐらい前になるが、ロンドン塔の外側には死刑場があり、7歳くらいの子供からパンを盗んだといっは絞死刑にしていた。ところが女王とか王、王子というのは外で殺すわけにはいかないのでロンドン塔の中で秘かに死刑を執行していた。その跡が残っており、芝生で囲った碑にはそこで何年何月に誰が死刑になったというのが刻まれている。

このような話をしていると、私の他に女子高生らしい一団が来ており、番人が説明しているところ

ろだった。番人は説明が終わると「ここでイギリスの名高い3人のクイーンが首を切られている。2人はオノで首を切られ、ひとりには刀で切られたが、その刀で首を切られたクイーンは誰か」などと質問をしている。学生はわからない様子で、「あなた方は英国の国民なのだからもう少し歴史を勉強しなければならない」と番人は訓示をのべ、そしてどのようにして死刑を執行したかということ、を、事細く説明をしている。女子学生は目を伏せることなく熱心に聞いていた。

その刀で首を切られたというのはヘンリー8世の2番目の王妃であるアン・ブーリンである。残りの2人のクイーンは、5番目の王妃キャサリン・ハワードと歴史上有名なジェーン・グレイである。アン・ブーリンは映画にもなったくらいで、ヘンリー8世が気に入って仕方なく、それまでの王妃と離婚したわけである。それまで大英帝国はローマ・カトリックの国で、離婚するにはローマ法王の許可がなければならなかった。しかしその時の王妃はローマ法王の姪であったために許可されるわけがない。それが原因でこうしてイギリスはローマ法王から離脱したのである。

そこまでして結婚したアン・ブーリンだが、男の子が生まれなかったということで、反逆罪の名をつけ殺されることになった。ところが当時のオノの技術は非常に悪く、死刑でも切りそこなうことがあるのを知っていて、自ら刀にしてくれと頼んだのである。そこでヘンリー8世は刀を作らせ、さらにフランスから首切りの名人を呼んで死刑を執行したのだ。その時、フランスの首切りの名人に支払った旅費の伝票が今でもイギリスの大蔵省に残っているそうである。

また5番目の王妃キャサリン・ハワードは、死刑の前日、自分が首を乗せる台を借り、一晩中、女王の威厳を保って静々と台に歩み寄る練習をしていたと伝えられている。

そのような話を聞いて、今まで死のことなど考えてはいなかったが、にわかには戦争中のことを想い出し、さて私の番になったらどうなるだろう、とてもリハーサルなどできそうもないし、泰然自若も無理だろう——といったことを考えた。

この頃世界的にそうだと思うのだが、小さな子供には死というものを見せないという風潮があるようだ。そのために学校などで、ちょっとしたことから友だちを傷つけたり、殺したりといったことが起こるのではないだろうか。死というものを見ていれば、どんなに死というのは恐くて、辛いものなのかということが分かるわけである。

私の父は終戦後しばらくしてから、他界したが、その時に握った父の腕の冷たさは今でも残っている。まるで氷にさわったくらいの冷たさで、一種独特の感覚であった。死というものはこんなものかと、父は最期にその姿を私に教えてくれたのだと思っている。

それでイギリスでその話を聞かされてから、大変ショックを受け、それからいろいろなことを調べるようになった。

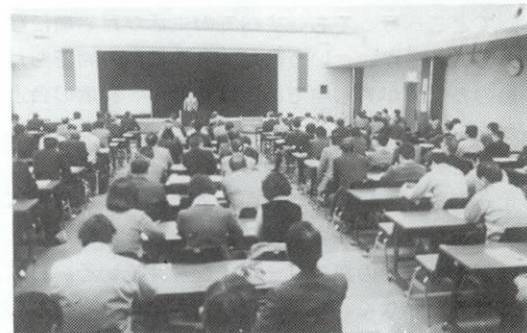
技術と宗教というのは不思議な縁があり、それを裏付ける1万年から5万年前の遺跡があちこちから発掘されている。そこから分かることは、人間はとにかく手を使う動物、技術をもった動物であるということだ。他の動物では見られない様々な技術をもっているし、いろいろな細工をしている。

また、葬式を行った跡も見つかっている。それは拝火儀礼といって、埋葬してその上に頭の近くで火を燃やしている。この儀式はのちに独立した立派な宗教になった。これが世界で最初の宗教といわれているペルシャの宗教、ゾロアスター教である。少なくとも6千年前の宗教といわれている。

そのように、死者の近くで火を燃やして葬った跡があるというのは、それまで現実に見る我々のこの自然界しか認識しなかった人類が、初めてそれを越えた超自然的なもの、あるいは霊魂というものがありそうだ、ということに目覚めたのではないかと考えられている。

それが今から1万年前のクロマニヨン人の時代になると、非常に盛大な儀式を行っている。一番鮮やかなものは、十年ぐらい前に発掘されたモスクワのキリギス川の流域にあるキリギス洞窟の遺跡である。1万年以上前のその部落の酋長と思われる人の遺体が出てきたが、その体は3千個以上ものガラス玉のようなもので、装飾され丁寧に葬ってあった。そしてその近くには精巧な女神の像が置かれている。1万年前といえば、大規模な土木事業が始まった時代である。そのように技術と宗教は人類が発達すると同時に始まったものと思える。その時代の技術の利用は、半分は戦争、そして残る半分は大神殿の建設などの宗教事業であった。

今から千年ぐらい前にエンジニアリングの言葉ができた頃、エンジニアリングは大きく2つに別れていた。ひとつはミリタリー＝軍事技術、もうひとつはシビルエンジニアリング＝市民技術。その市民技術の中から、数百年前に機械が発達するとそれは独立して機械工学になった。また、それ



から電気が発達すると電気工学、鉱山が発達すると鉱山学——と順々に独立して、独立できないで残ったものが今ひとつに集まっている。それがシビルエンジニアリングである。今日では土木工学と訳されているが、元々はあらゆるエンジニアリングの元締めだったわけである。例えば大学の土木工学の講座内容を見ても、橋があると思えばトンネルがある、鉄道がある、港がある、上水があれば下水がある、そして都市計画も入っている。建築学も元は土木建築として一緒だったわけで、やはりここに市民技術学の起こりがあったのである。

そのように非常に古くから発達していたわけであらゆる技術や、あるいは災害に対する覚悟といったものの蓄積は充分にある。それにもかかわらず、なかなか災害をなくそうというのは難しいことであり、また、先頭に立つ人物がいなければ、大土木事業が起こせなかったというのは人情の機微を物語っているのではと思える。

ここで、様々な災害に対処する時にも問題となる、我々の人間関係について考えてみよう。日本人というのは大変不思議な習慣をもっているとよく指摘される。特に中国人にだが、日本人はどう

してどこへ行っても、すべての生活が月給順になっているのか、というのだ。確かに酒の席でも月給の多い人が真ん中であとは月給順、和歌の会とかダンスの会といったものでもやはりそのようなになっている。中国でもやはり会社にいる時はそのようなになっているが、しかし外に出れば、例えば酒の席などでは一番歌のうまい人が上座になるとか、その場その場でリーダーを変えている。日本ではそれがなく、ちゃんと序列が常にはっきりしているというのだ。

有名な女性学者である東大の中根先生が言うには、日本人の特徴は「小集団」であるということである。そこで、日本人が会社や学校生活で一番辛い思いをするのは「村八分、だそうだ。ある人にその人だけ情報を与えず、他の人にはヒソヒソと耳打ちをしておき、あとで自分は知らなかった、知らせられなかったと分かった時が一番辛いことだ」という。なんとなく、そのようなことがあるような気がする。

ここに人間関係に関する意識調査の結果があるので紹介しよう。まず「比較的長期間、相手と組んで仕事をしなければならない時に、どのような人を相手に選ぶか——①付き合いづらいが非常に能力のある人、②能力は劣るが人柄の良い人」という調査では、7～8年前は②を選んだのは68%、①は26.9%だった。それが3～4年前の調査では②が70.4%と少し増え、①は25.5%となっている。次に「職場での同僚との付き合い方はどれが良いか——①仕事の範囲だけしか付合いたくない、②仕事以外でも付合いたい、③あらゆる自分の一身上のことについても相談したい」というのでは、7～8年前は③が60%、それが3～

4年前だと55.5%に減っている。②は26%であったのが31%と増えている。

また、青少年の意識調査の結果から、次の4つに分類している。それは真面目派(35%)、マイペース型(27%)、気楽派(24%)、反抗型(14%)ということだ。ここ数年は真面目派が数%ずつ増えている傾向があり、他はいずれも減っている。

そのような小集団の中で、自分というのを見失わないで行くためには自分自身を知ることが重要になってくる。ギリシャのアポロの神殿には「汝自身を知れ」という額が飾られてあり、また、自然科学の開祖である哲学者のターレスも同じ意味のことを言っている。世の中で一番難しいことは、自分自身を知ることである。

「自分自身を知る、これは実は、禅宗の修行になっている。禅宗というのはその起こりはインドであるが、今日日本に伝えられているのは中国で起ったものと考えてよい。それまでの中国の仏教というのは理論仏教であった。これは勉強しただしたら面白くてやめられない。人生の生命というものは、初めはどうであるか、最期はどうか、といったことを詳細に論じている。その学問のための学問をしたがために自己の修養を怠り、その反動として自分自身を見つめるという修行を行ったわけである。

お寺が山奥にあるというのは、自分の普段の生活経験を断ち切って、苛立たせるためだといわれている。何にも外からの情報がなく、1週間、10日もいれば、精神もおかしくなる。そのように、今までの既成概念を潰して、一からやり直しをさせるというのが禅の修行である。

修行の方法は様々であるが、臨済宗では公案というものを使っている。公案というのは難しいもので、例えば、両手を合わせ手を鳴らし、どちらの手が鳴ったか——というのが最初の公案になる。師匠と1対1になり、いろいろな答えを出しても「違う」と追い返される。毎日毎日、答えを持って行ってもOKが出ない人もいる。今度こそは絶対に大丈夫だ、と思っても「それではない」と言われ、ついに腹を立て師匠に蹴り寄り、バシッと顔を殴ったら「合格」と——公案とはこのような性質のものである。奥深く自分を見つめて、その答えを出さなければならない。

私は曹洞宗であるので、公案はなかったが、それに近いものが必ず渡された。曹洞宗は道元が中国で学んできたものだが、現在の日本の禅宗では、師匠と弟子が問答する時は密室で1対1で行うが、当時は大きな本堂の広間で、師匠と弟子の問答をさらに他の弟子が何百人とその回りで聞いていたそうだった。そしてそこでの問答は詳細に書き残されている。

その時の問答ではないが私が最初にもらった次のような話がある。禅宗で悟りを開いたと非常に自信をもった三聖という坊さんがいた。しかし、もっともっと勉強したいと、天下の名だたる禅僧を尋ね回答をしかけた。ある時、雪峰という有名な坊さんの所へ行き「自分は悟りを開きたいが、このあとどのような修行をすればよいか」といった意味のことを聞いた。そこは言葉を濁して「網を通る金鱗」、金の鱗をもった魚が網を破って出てきたと、つまり悟った自分のことを言っているわけで、さらに「網を通して出たほどの金の鱗をもった魚が、不思議なことに何をもってエサとする

か」と聞いたわけである。すると雪峰はピクともせず「お前が綱から出たら教えてやろう」と言ったのである。

お前はまだ悟っていない、悟ったら教えてやろう、と言ったので三聖は頭にきて、「あなたは1500人も弟子をもった大きな寺の住職で威張っているそうだが、私に対してまともな話すらできないか」と聞いたら、「1500人も弟子を預かり、住職に専念しているので忙しくて、そんな下らない問答はできない」と言って追い払ったということである。

私がこれを聞いた当時は、聞く方も聞く方、答える方も答える方と思っていたが、だんだんその真意が解ってきた。「私は職務に専念しているから、そのようなことに関わりあうことはできない」と答えられることは偉いことで、自信をもって自分の職務に専念することができるかどうか、ということはある意味ではこの公案が教えてくれていると思う。

また次のような例もある。今から1000年ぐらい前の話だが、洞山という坊さんが16~7の頃、当時南の中国きっての大きな寺にいた時のことである。その代々の住職の命日に、檀家の人々が集まり御馳走をしてくれることになっていた。お斎（とき）といって今でも若干日本にもこの習慣が残っている。普段はあまり良いものを食べていないので若い坊さんたちは、それを楽しみにしているわけである。おりく膳を上げ、お教を読んで「さあお上り」という住職の声を待っていたらその日だけは違った。「問題をひとつ出す。もし問題をとける者がひとりでもいなければ食べてはいけません」と住職は言った。

「今日、こうして供養している住職は、100年も前に死んだ人におりく膳を上げて食べることはできない。それなのになぜこのようなことをしているのか」と問われた。ところが誰も答えられない。そこで洞山はたった一言「友あるを待て、すなわち来たらん」と答えた。死んだ人はおりく膳食べられない。ただし自分に真心があり、その心が100年も前に死んだ人に通じたならば、その魂がここに現われて私たちと一緒にお斎を食べてくれるはずだ。だからおりく膳を供えて自分の真心を通わせている——といった意味のことである。それを聞いた大和尚は駆寄り、洞山を抱きしめ、「お前は偉いやつだ。お前はこれから修業をしたならば、我が宗のために非常に尽くしてくれるであろう」と言った。このような有名な話が残っている。

この洞山がやがて一通りの修業を終え、行脚の修業のため旅に出ようとした時に師匠が最後の問題として「今から100年後、まだお前が生きている時あなたの師匠はどんな人であったか、と聞かれたらお前は何んと答えるか」答えられないでいると「答えは簡単だ、この私が私の師匠だと答えなさい」と教えた。それから3年後、洞山はいつもそのことばかり考えていた。ある日、田舎道を歩いていると小川に小さな土の橋がかかっていた。それを渡った時になにげなく下を見たら水鏡に自分の顔が写った。そこでハッと悟った。自分自身を見つめることを忘れていたのだ。どこかに真理があると思い、いくら探してみてもそれは見つからない。ひたすら自分だけを見つめていると真実から遠ざかるようで、実は自分の本当の姿というものを随所で見ることができる。

鏡に写った自分の姿は本当の自分ではない。しかし自分とはまったく違うものかという自分の姿しか写らない。「汝これ彼にあらず、彼まさにこれ汝」という有名な歌を読んでいる。

それ以後、いろいろな所で修行をして、やがて中国一の禅僧になられたわけである。この人はあまりきつい言葉で弟子を教育しないで、論理学で教えたという禅宗ではめずらしい人物である。こうなるが故にこうなる、こうなるが故にこうなる、そうなるが故に、ああなる。そして最後は飛躍する、ということである。

これは何にでも当てはまるのではないだろうか。例えば何かの設計をされる時でも、理論だけで推して最後にどれにするかというのは、おそらく理論ではなく何かの“ひらめき、でそうするだろうと思う。

私の大学でももう少し事務能率を上げなければいけない、ということで専門家を呼び、優れた管理方法の講習会を開いたりしている。私もそこでこうすれば人事管理はうまく行くとか、経営はこうしなければならぬとかいうのを聞いているのだが、一般の職員はそれでいいと思うが、社長とか部長といった経営者はそれではいけないような気がする。それよりも、もっと大切なことが隠されているのではないだろうか。それは長年の経験、それから勘、そして最後は一か八かの勝負、つまり度胸である。これが本当のマネージメントのトップの管理方式ではないかと思っている(☆経験、勘、度胸でK K Dというそうである)。科学的な経営管理も大切だが、それを充分に駆使するためには、もうひとつ別の観点から見なければならぬことがあると思える。

最後にもうひとつ、禅問答の例を上げてみる。ある所に仏教の好きなお婆さんがいた。坊さんが来ると御馳走をさし上げてなしていた。ある時非常に立派な青年僧が尋ねて来たので、これぞと見込んで小さな寺を建てた。「ここで修行をして下さい」と。そして16~7の美しい娘がいたので朝晩お給仕をさせた。

それから3年後、その青年僧がどれくらい修行できたかを試すために、娘に「お膳を下げる時に坊さんの裏に回って手で目隠しをし、どんな気分か聞いてごらん」と言った。そして娘に答えを聞いたところ「枯木がゴツゴツした岩に寄掛っているようなもので、なんら女の情愛は感じない」とその青年僧は答えたという。これは当時の坊さんであれば、当然満点の答えであったが、それを聞いたお婆さんはカンカンに怒り、「3年間無駄メシを食わせてしまった」とすぐに追い出してしまったそうだ。

そうすると何と答えたら追い出されずにすんだか、というのがこの公案である。これを問いつめられたある若い坊さんはこまってしまう、とうとう師匠の前で「坊主をやめて結婚したらいい」と答えたものだから、すぐに破門されたという話もあるくらい難しいものである。

仏教とキリスト教の一番の違いは、天地、宇宙を造った創造の神というものを仏教ではたてていない。神を認めないわけではないが、この世で一番尊いものは人間の命で、人間ほど尊いものはない、というのが仏教の建前である。

従って、心を動かされないことはない。若い娘に抱きつかれたのを、枯木が岩に寄掛ったというのは、自分の人間を放棄したということであり、

そのような者には修行をする資格はないとして、追い出されたわけである。だから「お婆さんに言われてそんなことをするのだろう、余計なことはおよし」ぐらいに答えておけば、追い出されずにすんだであろうと言われている。

本来なら天災や人災といった話をすべきかもしれないが、このような世の中を生きていく時に、例えば禅宗というのを普段考えられているのとは違った面を紹介したのではないかと思うが、根本は、我々は生身の人間であり、災害防止から死というものに直面することを考えると、禅宗からもいろいろな解決の道が見つかってくのではと思う。



広報委員会



1月18日正午から本年初の広報委員会を開催、①建産連設立5周年記念誌の編纂について。②建産連ニュース第20号の発刊について。③59年度事業計画などを議題にして協議を行った。(写真)

協議の経過は、まず、5周年記念誌の発刊に関して予め準備した編集目論見(構成案)に基づいて検討を行ったが、特に意見なく構成案を基本に推進することで了承した。なお、発刊までのスケジュールについての問いに対し編集担当(渡辺広報担当囑託)から、次のとおり説明があった。了承された。

記

3月~5月末頃までの間、関係資料収集、取材の上起稿。

6月1カ月間にて、原稿整理、割付完了の上印刷工場へ提稿

7~8月の間、印刷工程を進め、順次校正(3校まで)を完了、次いで印刷、製本を経て、8月末納本。

なお、記念誌編集作業の適正と円滑を図るために土井義夫委員、田村正三建産連専務及び荒井克治事務局長の3氏が関与することとして、了承された。

次いで、建産連ニュース第20号に関する掲載原案を提示、これを承認のうえ3月下旬発刊を了承した。なお、59年度事業計画については、本年度実績を参考に次回の本委員会で検討のうえ決定することを合意して閉会した。

新年度委員会事業計画などで協議

2月23日正午から建産連1階特別会議室において広報委員会を開催、建産連ニュース第20号内容の一部変更することについて了解を求めたあと、58年度委員会活動の実績について事務局報告について、59年度委員会事業について意見交換を行った。その結果、前年度実施の事業を踏襲し計画に折り込むことで了承した。

- 1、建産連ニュースの発行（4回）
- 2、小・中学生を対象のポスターコンクールの実施。
- 3、60年カレンダーの制作、配布



労務資材委員会



当面の諸問題で協議

2月16日午後1時30分から建産連会館1階特別会議室において年初の労務資材委員会を開催、59年度事業計画などを協議した。（写真）

協議を前に県労働部の金子一郎雇用保険課長を迎え、最近の雇用問題に関する説明を聞いた。同課長は、48年のオイルショックを契機にわが国の雇用体系が変化、常備を抑制し、容易に増減可能なパート（臨時）をもって充てるようになった。一方、被雇用者側も終身雇用から自主的条件により職場を換えるという労働者意識の変化がおこりつつあることなどを述べ、これまで雇用情勢が景気のパロメーターといわれてきたが雇用、被雇用の立場の変化によって必ずしも景気を示す目安になりにくくなった。こうした諸情勢を踏まえ、とかく問題視された雇用保険制度が見直され、「働く者のための保険」として改正されることになり、今国会に上程、7月実施をメドに審議の促進を図ることになったことを明らかにした。

引き続き、58年度事業実績について事務局報告のあと、59年度事業計画について協議した。58

年度の実績に微し数項目の事務局案をもとに意見交換を行ったが、なお検討の余地があるとしてそのとりまとめを委員長一任とすることで了承して閉会した。

研修指導委員会



新年度事業計画で意見交換

3月1日午前10時から建産連会館1階特別会議室において、研修指導委員会を開催。59年度事業計画の策定を中心議題にして協議した。開会冒頭今西委員長は、本年は当建産連設立5周年にあたり、各種の記念事業が新年度事業の中に折込まれるが、当委員会としては記念事業との係りをもちながらふさわしい活動を展開したいとして、各委員に対し新年度事業について意見を求めたいと挨拶。まず、58年度当委員事業実績について事務局説明のあと、59年度事業計画について協議した。各委員から種々発言があったが、経費の問題や建産連事業としての制約もあることから一応58年度の実績を参考に、6月には演題をソフトな分野での講演会を、10月に見学会を兼ねた行事と文化、趣味の分野での講演会、翌60年2月に防災防止関係、3月には政治、経済の分野で講演会を計画す

る。講師については一応候補をあげたが、最終的には事務局、会長、委員長に一任することで了承した。なお、5周年記念講演会に伴う講師については、記念行事にふさわしい方を迎えることで同じく一任することにし、次回の委員会にて報告を行うことに決し閉会した。

経営合理化委員会



新年度事業計画を検討

3月1日、午前の研修指導委員会に引き続いて同室において開催。59年度事業計画の策定について協議した。開会冒頭島村委員長は、この委員会は昨年後半に設置発足して日も浅く、行った数回の講演会はいずれも建設業協会計画事業に相乗りの形で実施してきたが、業界を取り巻く環境は一段と厳しさを増す情勢の中で、傘下の各団体ではそれぞれ独自の事業計画がもたれると思うが、建産連としては傘下団体との整合性を念頭に計画を建てるべきと思われるので、忌憚のない意見を求めたいと挨拶、次いで58年度事業実績について事務局報告を受けたあと、各委員の意見が求められた。委員側から種々要望意見等が出たが、その大方が他委員会事業との絡みもあることから、本委

員会分担事項である、①企業経営の合理化、②工法技術の進歩向上、③企業診断、経営相談、④請負関係の適正化の5項目を検討目標に据え、本委員会事業にふさわしい事業を発掘する。また傘下各団体が計画する事業で適当なもの共催方式も検討し推進することを基本に事務局案を作成、次回の本委員会で検討のうえ決定することで合意して閉会した。

総務委員会



新年度事業計画等で意見交換

3月7日正午から建産連会館1階特別会議室において総務委員会を開催、①58年度事業実績②59年度事業計画③設立5周年記念行事などを議題に協議した。

開会冒頭、安藤委員長は、厳しい諸情勢の中で早くも1年を経過、新年度を迎えることとなった。本年は設立5周年ということで当建産連にとって一つの節目でもあるとみなし、記念行事の計画もあり、本日の議題にもものぼっている。よろしく審議を願いたいと挨拶、議題に従って議事を進めた。

まず、58年度事業実績に関しては、事務局から年間事業の実施状況についての報告を受けたあ

と、次の59年度事業計画について協議した。委員から58年度事業実績をもとに種々意見が交されたが、特に県当局への陳情問題に触れ、各団体とも極めて厳しい受注環境にあることから、受注確保が最大課題だとして適切な陳情活動を展開することの重要性を強調。また、その実施に際しては傘下団体との競合を避け、同趣旨のものは一本化して行うことが妥当と思われるので配慮されてよいのではないかなどの意見提言があった。協議の結果、具体的計画立案に際しては本席出た各種意見を参考にして事務局において詰めを行い成案することで了承。次いで設立5周年記念行事に関しては、既に計画にのぼっている①記念講演会の実施②記念誌の発行③記念式典の挙行について、事務局より関係委員会の席上協議された経過等を説明、いずれも9月実施をメドに諸手配を行うことをもって各案を了承。さらに、記念行事に伴う費用分担についてその抛出と併せ協力方の要請があった閉会した。



会員 だより

(順不同)

浄化槽維持管理パトロール終わる

社団法人 埼玉県浄化槽協会

昭和58年度県委託「し尿浄化槽維持管理パトロール」10,000基の調査を終了しました。

この調査は、特に汚濁の著しい県内3水域（県南中央水域、県南西部水域、綾瀬川水域）に放流される浄化槽を重点的に維持管理指導を行うことにより、その適正な維持管理等の周知徹底を図り、河川の汚濁の防止に努めることを目的として、58年11月から59年2月まで実施されました。

調査地域及び調査基数は次のとおりです。

調査市	調査基数	調査地域
草加市	1,500基	綾瀬川、伝右川
八潮市	800基	古綾瀬川
和光市	1,000基	新河岸川、白子川
志木市	1,000基	越戸川、黒目川
朝霞市	1,300基	柳瀬川
川口市	1,500基	
鳩ヶ谷市	2,900基	芝川、鴨川
計	10,000基	

環境変化に対応しよう

埼玉県内装仕上工事業協同組合

理事長 大沢金次

建設業界は自他共に認めている通り、不況産業に転落してしまった。一部のゼネコンは大幅な利益を挙げているが、これらは全体の1%にも充たない。同じ建設業界とはいえ、巨大元請から大・中・小元請、更には下請、孫請までを併せた数字は膨大な数となる。利益の先端産業が電子産業であるのに対し、減益の先端産業が建設産業と言わざるを得ない。

私達埼玉県内装仕上工事業協同組合も建設業者の一員として、発足以来丸5年になろうとしています。然し、時に利非らずと申しましょるか自覚の不足と申しましょるか、時の環境変化に対応できず、いたずらに仕事不足を嘆くばかりで、さっぱり効果というか、成果というか、一向に盛り上らないのが現況であります。

去る1月28日恒例による当組合と、技能士会の合同新年会を川越永川会館で開催しまして氣勢を上げたが、何か不安に脅えている様な空気もあり、もう一つ盛り上りに欠けていたような気がします。日増しに強くなって来たゼネコンの「下請使い捨て時代」において、無理からぬ空気かと思いますが、少なからずとも一国一城の主であれば、自分の職業に自信と誇りをもって、一早く時代の変化と環境の変化に対応した対策を立ててほしいものである。

コンクリート圧送技士の の活用で安全施工を

埼玉県コンクリート圧送事業協同組合

昭和59年1月12日付官報第17079号に告示されましたようにこの度、労働省認定による「コンクリート圧送技能審査試験」が全国一斉に実施され、埼玉県でも多数の受験者がありました。

試験日 昭和59年1月22日
場所 埼玉県建産連会館センター
内容 学科試験 2時間
実技試験 1時間25分

毎年おこなっております「安全技術講習会」をもとに、圧送作業に付随して施工方法、コンクリートの品質に対する影響等また機械技術の進歩はめざましく、技術的に解明されてない部分をコンクリート圧送技術委員会においてコンクリート圧送に関する各種実験をおこない、データをもとに学識経験者ならびに関連業界各位のご協力を得て「コンクリートポンプ圧送マニュアル」を作成し、この教材をもとに従業員の圧送全般に関するレベルアップをはかり、今回の技能審査試験を受験するのはこびとなりました。なにとぞコンクリート圧送工事発注の際にはコンクリート圧送技士の活用をお願い申し上げます。

路面標示施工技能試験実施状況

埼玉県道路標識標示業協会

道路標識、道路標示の設置につきましては、まだまだ研究し、開発する諸問題も多く、私ども協会といたしましても技術面でなお一層努力してまいらなければならないと思っております。

その一環としまして全標協では技能審査制度を採用し、技能の向上に力を注いでいるところでありますが、昨年実施した全国及び本県の受験状況は次表のとおりであります。

なお、本年度も試験が実施される予定であります。

昭和58年度技能試験実施状況

種 目	実 施 日	受験状況		備 考
		全国	うち 県内	
溶融式手押し (実技試験)	自昭58.8.9 至昭58.12.8 (全国11地区)	817	10	技能試験合 各者氏名は 昭和59.2. 22付、「官 報」に公示 される。
溶融式手押し (学科試験)	昭58.11.20 (全国10地区)	730	10	

昭和58年度の研修実績等について

社団法人 埼玉県建設業協会

打ち続く厳しい諸情勢の下で最重点施策として自助努力による中小建設業者の体質強化が採り上げられています。之にもとづく本年度の研修等の実績は下記のとおりです。

期 日	内 容	参加者等
4/14・6/23 7/26・11/21	電算機システム利用 研究会	4回 204人
5/30・5/31	ネットワーク入門研 修	2回 450人
6/9(土木) 6/27(建築) 9/22(土木)	建設省積算事務講習 会	1回 470人 1回 150人 1回 100人
6/13~14 6/16~17	建設業経営者経営幹 部講習会	2回 205人
6/15・6/18	建設業作業所長、現 場主任講習会	2回 319人
6/14・6/15 10/11・10/12	労務費調査説明会	4回 360人
8/14 11/7	建設業経営講習会 (組織人事管理の改善 (賃金と人件費計画 の立て方)	1回 100人 1回 95人
1/27	(利益を生み出す仕 組と実践方法)	1回 170人
10/12・13 10/20・21 11/11・12	建設業経理事務講習 会	初級 53人 中級 53人 上級 37人

期 日	内 容	参加者等
10/21	雇用管理研修(専門 コース)	1回 19人
3/6	同上(普通コース)	1回 100人
4/11・8/27	車輛系建設機械技能 講習会	18回 135人
	移動式クレーン技能 講習会	2回 10人
	玉掛講習会	2回 131人
3月下旬	法人税関係講習会	

道路台帳整備事業に係る陳情及び 道路台帳作成要領の頒布について

社団法人 埼玉県測量設計業協会

当協会は全国測量業団体連合会関東地区協議会と合同して昨年11月28日埼玉県知事に対し道路台帳整備事業に係る協会会員への業務発注方及び市町村事業に係る行政指導方の陳情を実施した。更に同日埼玉県市長会長、同町村会長に対し同様陳情を実施した。

この度埼玉県において、道路台帳作成要領が完成されその要領を県当局の特段のご配慮により頒布を受けたので、県下全市町村に対し同様陳情と同時にこれが要領を無償にて贈呈することを決定し2月23日以降地区別に全会員に役員同道して全市町村に陳情及び要領の頒布を無事終了した。これがため市町村における道路台帳整備について多大なる成果をおさめ得るものと確信している。

ボランティア活動の実施について

社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部

支部長 内藤明

(社)日本塗装工業会埼玉県支部(内藤明支部長)では、埼玉県庁生活福祉部障害福祉課に対し障害福祉施設の塗装塗替え工事を全会員150社総出で奉仕活動として申し込みした所、この程、新座市堀の内社会福祉法人埼玉福祉会身体障害者新座福祉工場を指定されまして、12月15日～17日3日間に渡って行った。当支部では毎年福祉施設を対象にボランティア活動として塗装塗替え工事を実施しており、本年で5施設を行ってまいりました。新座福祉工場は、並木理事長のもとで75人の身体障害者、車椅子の人、点字の人、片手の人を従業員として雇い、印刷、製本等の仕事をしている。同工場は全国県市町村を対象にした仕事の依頼により、年間多額の収入をえて、人件費を除き、その収益金を基に機械購入費に当て、常に事業の先端を行く立派な工場であると思われます。埼玉県支部では支部長を中心として今後も会員各々の協力を得て、この活動を進めて行きたい所存であります。

定期報告制度について(10)

財団法人 埼玉県建築住宅安全協会

今回は、定期報告の前提となる調(検)査をする人の資格について説明させていただきます。

シリーズの冒頭にも述べましたが、定期報告制度の目的(主旨)が、所謂特殊建築物と呼ばれる建物を利用する人の安全を守ることにある以上、進が調(検)査してもいいという訳には行きません。

建築基準法では、一級若しくは二級の建築士又は、建設大臣が認定した資格を有する者(認定資格者)だけが、調(検)査する権限を与えられています。

一級若しくは二級の建築士は、建設大臣又は都道府県知事が行う建築士の試験に合格し免許を与えられた者であるのに対し、認定資格者は、大臣が指定した機関で実施する講習会を修了し認定証を交付された者と、検定に合格し建築主事の資格を得た者との二つに大別されます。

このうち、前者の方は、更に、特殊建築物調査資格者・建築設備検査資格者・昇降機検査資格者の三つの資格にわかれ、指定講習はそれぞれ(財)日本建築防災協会、(財)日本建築設備安全センター・(財)日本昇降機安全センターが、年1回東京と大阪で行っています。

また、各資格と調(検)査出来る内容との関係

は下表の通りとなっています。

資格名称	建築物	建築設備	昇降機等
一級建築士	○	△	△
二級建築士	○	△	△
特殊建築物調査資格者	○	×	×
建築設備検査資格者	×	○	×
昇降機検査資格者	×	×	○
建築主事	○	○	○

- (注) ○ 法規上出来る場合
 △ 法規上は出来る事になっているが、資格の性格上、なるべく他の資格を有する者に依頼した方が望ましい場合
 × 法規上出来ない場合

シリーズとして、これまで10回にわたって説明させていただきました定期報告制度については、非常に簡略な、大まかな概要しか触れることが出来ませんでした。一応今回で終了させていただきます。今後も引き続き同制度の啓蒙普及にご協力をお願い致します。

また、更に詳しいことをお知りになりたい場合やご不明な点がございましたら、当協会へご遠慮なくお問い合わせ下さい。



協会の委員会活動の紹介

社団法人 埼玉建築設計監理協会
会長 松江広元

公益法人として、設監協会における各委員会は最も重要な役割りを荷なう機関であり、委員会活動こそ協会の評価を高める臓器であり、手足である。設監協会の会員はこのことを十分に認識して、会員全員が各委員会に所属している。こうした背景の基にこの1年間をふり返えて見よう。

総務委員会 昭和58年度より定款の見直し、細則規定等の見直しを進めている。年々変化している社会に対応すべき、問題が多々あり、特に会員の体質や、会員増強問題、慶弔規定等々の問題をこの委員会では精力的に行っている。委員長、斉藤建築設計事務所所長、斉藤修

財務委員会 定められた会費の運用については、理事全員が責任を持ってこれに当るべき、との主旨で月例理事会において常に財務調査及び運営をチェックしている。委員は理事で構成し、委員長はこおだ建築設計事務所所長、国府田章治

福利厚生委員会 会員の事務所、職員に対する健康問題、保健等々、福利と厚生に関する一切をこの委員会で研究している。特に昨年は鬼怒川温泉一泊旅行そして会員賛助会員共々のゴルフ等楽しい思い出を創り出している。

委員長、宮崎建築設計事務所所長・宮崎通明

広報委員会 年4～5回程度の会報を発行し、会員の動行、会員の作品発表等々をテーマに

活動している。特に設監協会の存在を県内市町村、県民に対してアピールし、更に県民に対し有形無形の建築価値に対する還元を研究している。委員長・片淵建築設計事務所所長・片淵重之

業務委員会 建築設計と工事監理に対する業務報酬、契約約款、契約書等々、県民と会員の相互が理解と利益の配分を研究している。特に建築欠陥等々の問題点を指適されている今日、施工業者との接点に立ち、法的に解決する糸口を研究することはこれからの課題である。委員長、勝建築設計事務所所長・染谷勝之

技術研修委員会 昭和58年度は埼玉県庁建築指導課の指導により、構造計算の手引書の作成について会員はもとより、県内設計事務所の全ての人々、そして県民の生命と財産保護になったことは評価されるべきである。又、県内の土質調査に関する技術講習会開催は100名以上の参加者を得た。この委員会で建築の創造と工学的技術に関する研究は激変する社会的進歩に対応する為の重要な位置付けがある。委員長、(株)倉屋設計所長・谷屋利孝

賛助会委員会 賛助会員の持つ技術的ノウハウを十分に理解することと、同時に会員と賛助会員とが相互に公益法人の会員たるべき地域社会に奉仕し、信頼を得ることを旨として、話し合い、研究している。昨年は草津温泉で技術研修と親睦旅行を行なっている。委員長、早川建築設計事務所所長・早川昇一

工事の着工に際して…!

東日本建設業保証株式会社
埼玉営業所

当埼玉営業所が皆様方にご協力願ひ実施しています「建設業景況調査」によりますと、ここ数年建設企業がかかえている経営上の問題点として、①受注競争の激化、②受注の減少、③人件費の上昇等があがっており、ここでも受注環境が依然として厳しいことが端的にうかがえます。受注が不安定であることは取りも直さず資金繰りにも当然大きな影響を与えることは必至であると推察されます。

ところで、このような受注環境にあって、せっかく受注された工事に「前払金」が支出されることとなっても、「小額工事である」等のため前払金の請求を控えられる方が見受けられるようです。

当営業所においても前払金の保証手続きは簡便、迅速をモットーに、郵送受付のおすすめ、又は工事を受注された都度申込書類のご送付等、皆様のご便宜を図っておりますので、「小額工事」をはじめ、全受注工事につきまして積極的に前払金のご利用を頂きますようご案内申し上げます。

昭和59年度技術検定関連試験・技能
検定試験並び・職業訓練指導員講習
の申請受付、試験日程決まる。

社団法人 埼玉県造園業協会

昭和59年度に行われる各種技術、技能検定試験等の受付、試験日等が下表のとおり決定されました。受験希望者は期日に遅れないよう受付を済まして下さい。

なお、職業訓練指導員講習の申込は先着順で定員に達した場合は受付が締切られます。例年受付初日に定員に達し締切られます。従って受付日の初日(昭和59年4月13日)早めに受付を済ますよう特にご留意下さい。

各試験の詳細については、事務局へご照会下さい。

(TEL 0488-64-6921)

社団法人 埼玉県造園業協会事務局)

(第一表)

昭和59年度技術検定関連試験・研修実施日程表

年 月 種別	昭和59年度												
	59年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	60年1月	2月	3月
造園工事技術者試験			21 官報公告	7 一・二級申込			2 一級試験 19 二級試験	12 一級試験合格発表 12 一級実地申込		2 一級実地試験 3 二級試験合格発表 3 二級検定申請			(下旬) 検定合格発表
土木工事技術者試験	1 官報公告 21 一・二級申込	4			1 一級試験 15 二級試験	18 一級実地申込 18 二級試験合格発表	7 一級実地試験 13 二級試験合格発表	13	二級検定申請受付		(中旬)		(下旬) 検定合格発表
二級管理土木施工研修	1 官報公告 21 申込受付	4	58年度繰越分 17-20 大津外2 21-22 岐阜外5 23-24 札幌外5 25-26 仙台外7	19 中国 20 九州	3-6 近畿 7-10 中九国 11-14 近畿 15-18 中国	4-7 中国 8-11 近畿 12-15 九州	19-21 中国 22-24 近畿 25-27 中国	2-5 近畿 6-9 関東 10-13 中部 14-17 近畿	19-21 北海道 22-24 東北 25-27 北関東	6-9 北海道 10-13 東北 14-17 北関東	8-11 近畿 12-15 子備		(下旬) 検定合格発表

昭和59年度技能検定実施日程

昭和59年度職業訓練指導員の講習

1. 受付試験等日程

項目	期	前 期	後 期
実施公告	昭	昭和59年3月23日(金)	昭和59年9月14日(金)
受験申請受付	〃	4月13日(金)から 4月24日(火)まで	〃 10月4日(木)から 〃 10月17日(水)まで
	問題公表	〃 6月13日(水)	〃 11月26日(月)
実地試験	実 施	〃 6月22日(金)から 〃 9月17日(月)まで	〃 12月1日(土)から 〃 昭和60年2月25日(月)まで
	学 科 試 験	〃 9月2日(日) 〃 9月9日(日) 〃 9月16日(日)	〃 2月10日(日) 〃 2月17日(日) 〃 2月24日(日)
合格発表	〃	〃 10月3日(水)	〃 3月18日(月)

2. 受付場所

浦和市県庁職員会館内、埼玉県職業能力開発協会

1. 講習期間及び実施会場

実施会場	講習期間	時間	定員
埼玉技能開発センター (埼玉総合高等職業訓練校)	昭和59年5月15日(火)～18日(金) 5月21日(月)～23日(水) 7日間の	9時～17時	80名
浦和市原山2-18-8	昭和59年6月19日(火)～22日(金) 6月25日(月)～27日(水) 7日間の	9時～17時	80名
熊谷市新堀新田522-2	昭和59年7月10日(火)～13日(金) 7月16日(月)～18日(水) 7日間の	9時～17時	80名
春日部高等職業訓練校 春日部市下大増新田字東工地61	昭和59年9月4日(火)～7日(金) 9月10日(月)～12日(水) 7日間の	9時～17時	80名
埼玉技能開発センター (埼玉総合高等職業訓練校)	昭和59年9月4日(火)～7日(金) 9月10日(月)～12日(水) 7日間の	9時～17時	80名
浦和市原山2-18-8			

2. 申請受付期間及び場所

昭和59年4月13日(金)から4月18日(水)まで
浦和高砂町県庁職員会館内、埼玉県職業能力開発協会





- 12月6日 セミナー
建設労働災害の刑事責任。
於建産連会館センター3階大ホール。
講師弁護士安西愈先生。
聴講者139名
- 12月13日 埼玉県木造住宅センター設立総会に斎藤会長出席
- 12月23日 傘下各団体事務局会長会議
昭和59年新年賀詞交換会の開催、建産連設立5周年記念行事の実施
その他について協議。
- 1月7日 埼玉新聞主催による「豊かな埼玉をつくる県民の集い」に会長外出席
埼玉新聞紙上に(社)埼玉県建設産業団体連合会の広告を掲載。
- 1月9日 昭和59年新年賀詞交換会業務分担者会議
昭和59年新年賀詞交換会実施の細部、業務分担について協議。
- 1月10日 建産連ニュース第19号を発刊配布。
- 1月11日 昭和59年新年賀詞交換会
建産連主催加盟30団体合同の新年賀詞交換会を建産連会館センター
3階大ホールに於て開催し盛大に賀詞の交換を行った。出席者500名
- 1月13日 建産連活動の促進等について斎藤会長、川合、小山、今西、島村各
副会長、田村専務、荒井事務局長が建設省、建設業振興基金、建設業
退職金共済組合、雇用促進事業団を訪問。
- 1月18日 広報委員会
建産連設立5周年記念誌の編纂、建産連ニュース第20号の編纂、昭
和59年度広報関係事業計画について協議。
- 1月27日 企業経営講習会
利益を生み出す仕組み実践方法。於建産連会館センター3階大ホー
ル。講師(通産、建設省)中小企業近代化審議会専門委員、公認会計
士木下荘先生。聴講者170名
- 2月8日 パソコン活用による建設業見積、原価管理研究会
於建産連会館センター2階第1会議室。講師日本コンサルタントグル
ープ。聴講者38名
- 2月9日 全国建設産業団体連絡協議会の組織強化対策等について建設省関係
官と山形、埼玉、静岡の各県建産連会長が協議。
- 2月16日 労務資材委員会
最近の雇用失業情勢と雇用保険制度の改正等について埼玉県労働部
雇用保険課長の臨席を得て協議したほか、昭和58年度事業実績、昭和
59年度事業計画等について協議。
- 2月22日 建設労働災害防止研修会
於建産連会館センター3階大ホール
講師埼玉労働基準局長村井久先生、演題「建設労働災害の防止につい
て」。講師埼玉工業大学学長武藤義一先生、演題「禅と科学」(これ
からの生活と科学する心)。聴講者138名。
- 2月23日 広報委員会
建産連ニュース第20号の編纂、昭和58年度事業実績、昭和59年度事
業計画等について協議。
- 2月24日 埼玉県主催による緑の審議会に会長出席。
- 2月28日 全国建設産業団体連絡協議会各県建産連専任事務局長会議に荒井事
務局長出席。
- 3月1日 研修指導委員会
昭和58年度事業実績、昭和59年度事業計画、建産連設立5周年記念
講演会の開催等について協議。
経営合理化委員会
昭和58年度事業実績、昭和59年度事業計画等について協議。
- 3月5日 建議
「建設産業を指導育成する組織の充実を」「県内業者に優先発注
を」について正副会長が知事に陳情。
- 3月7日 総務委員会
昭和58年度事業実績、昭和59年度事業計画、建産連設立5周年記念
行事等について協議。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名 称	代表者	所在地	郵便番号	電話番号	名 称	代表者	所在地	郵便番号	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会 長 島 村 治 作	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-5111	埼玉県道路舗装協会	会 長 松本喜八郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-9971
(社)埼玉県電業協会	会 長 川 合 大	"	"	0488 64-0385	埼玉県コンクリート製品協 同組合	理事長 内海勝正	上尾市本町1-5-20	362	0487 73-8171
(社)埼玉県造園業協会	会 長 鈴木長吉	"	"	0488 64-6921	埼玉県コンクリート圧送事 業協同組合	理事長 寺田正男	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4311
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所 長 中野 稔	"	"	0488 61-8885	(社)日本砕石協会 埼玉県支部	支部長 西村勝一	秩父市中町7-2	368	04942 2-5423
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 長谷川博俊	"	"	0488 66-1775	埼玉県砂利協同組合連合会	会 長 小林勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤波貞治	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0242	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石塚 清	浦和高砂4-2-4	336	0488 64-1033
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会 長 小池恭平	与野市大字下落合字西谷38	338	0488 55-4111	埼玉県下水道施設維持管理 協会	会 長 沢田 広	大宮市三橋2-402	330	0486 44-7417
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 66-4381	埼玉県道路標識標示協会	会 長 阿野昭三郎	与野市上峰3-13-24	338	0488 53-3005
埼玉県建設大工工事業協会	会 長 牛草真澄	"	"	0488 62-9258	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65-0391
(社)埼玉建築士会	会 長 安藤 晃	"	"	0488 61-8221	埼玉県内装仕上工事業協同 組合	理事長 大沢金次	熊谷市大字広瀬165	360	0485 21-7711
(社)埼玉県建築士事務所協会	会 長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64-9313	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 伊田勘三郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64-2811
(社)埼玉建築設計監理協会	会 長 松江広元	"	"	0488 61-2304	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	0488 64-9731
(社)埼玉県測量設計業協会	会 長 小山正夫	"	"	0488 66-1773	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 関根仁平	"	"	0488 66-4331
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会 長 今西定雄	"	"	0488 66-4061	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部 長 横田充穂	大宮市浅間町1-4-4	"	0486 42-5771
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 山口能治	"	"	0488 62-2542	埼玉県地質調査業協会	会 長 松村 弘	浦和市西堀275-1	338	0488 54-3337

建産連ニュース 第20号

昭和59年3月25日印刷発行

編集社団
発行法人 埼玉県建設産業団体連合会

郵便番号 336

浦和市鹿手袋 597 番地

電話 (66) 4 3 0 1

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月